

中華人民共和国における刑法思想と刑事制度(二)

飯 田 忠 雄

一 はしがき

二 内戦・抗日国共合作時期における刑法思想と刑事制度

一 湖南省農民運動の視察報告にあらわれた刑法思想

二 中華ソビエト共和国時代における刑法と刑事司法制度(以上四卷四号)

三 抗日国共合作期における辺区の刑法と刑事司法制度(以下本号)

(一) 中国共産党の支配辺区における法の性質と刑事立法

(二) 辺区における刑法思想

(三) 辺区における司法機関と司法手続

四 一九四五年以後建国までの時期における中国解放区における刑法と刑事司法制度

(一) 辺区および解放区における刑事立法

(二) 解放区における刑法思想

(三) 解放区における司法機関と司法手続

五 内戦・抗日時期における刑法の形成と変遷の思想的根拠(以上本号)

三 建国後における司法制度の確立と刑法論争の概要（以下次号）

四 文化大革命後における刑事責任の考え方と犯罪観

五 孔子批判は刑法思想とどう関連するか

三 抗日国共合作期における辺区の刑法と刑事司法制度

(一) 中国共産党の支配辺区における法の性質と刑事立法

一九三四年秋から一年有余のいわゆる長征により、中華ソビエト共和国政府は、中国西北部の辺境地区にあったソビエト地区に移転した。一九三七年七月七日の日本帝国主義の中国本土侵略戦争の開始により抗日統一戦線の可能性が決定的となり、⁽¹⁾一九三七年七月一五日付の中国共産党中央委員会の「国共合作宣言」が発表され、⁽²⁾国共両党の協定が成立した。これによって、全国政権統一のため、ソビエト政府は廃止され、ソビエト区は、⁽³⁾中華民国の特別地区となり、中国紅軍も国民革命軍に改編された。

かくして、陝西省北部を中心に甘肅・寧夏両省の一部にまたがってあったソビエト区は、「陝甘寧辺区」に改組され、ソビエト労農民主独裁を、一般的な抗日民主政治制度に改めた。⁽⁴⁾辺区政府は国民政府の構成部分となり、従来のソビエト区に属した延安等の諸県は、完全に辺区政府の直接的統轄の下に置かれた。辺区は国民政府行政院の直轄区域とされており、省に対応する行政単位であった。⁽⁵⁾したがって、中華民国の法律・命令（国民政府が公布した法律・命令）を履行し遵守する権利と義務を有する。⁽⁶⁾しかし、その実質的内容は、抗日と真の民主の貫徹することにあるとされ、辺区の特事情に依じて、辺区の立法がなされた。⁽⁷⁾

辺区政権は、中国共産党とその軍隊の支配地域が拡大されるにしたがい、新しく設立されていったが、それらを統一する政府を樹立することはなかった。国共合作の建前が守られ、法令の形式も、中華民国の法令としての体裁をとっている。その内容も、中華ソビエト政権のとった労農独裁の色彩はなく、国民政府の法令に従属したものとなっている。⁽⁸⁾

しかしながら、陝甘寧辺区においては、ソビエト区時期に、既に土地改革が実施されていたので、辺区の土地条例は、土地改革の実況を考慮した上で、国民政府の土地法の基本原則を取り入れて制定され、土地の所有権が認められた。そのために、土地の紛糾事件が発生することが多かったので、土地条例において、紛糾事件に関する裁判手続および処罰事項が規定されている。⁽⁹⁾

(1) 一九三七年二月一〇日、中国共産党中央給中国国民党三中全会電(「抗日民族統一戦線指南」第一冊・延安・解放社一九三七年刊)・「国民党五期三中全会に宛てた電報」日本国際問題研究所中国部会編「中国共産党史資料集」8三八五頁は、西安事変以後の内戦停止・一致抗日の方向に急速に向う中国情勢のなかで、中国共産党が国民党五期三中全会に宛てた五項目要求、四項目保証条件を明らかにしている。

五項目要求は、次のとおりである。

- (一) すべての内戦を停止し、国力を集中して、一致して外敵に対する。
- (二) 言論・集会・結社の自由とすべての政治犯を釈放する。
- (三) 各党・各派・各界・各軍の代表会議を召集し、全国の人材を集中し、共同して救国にあたる。
- (四) 対日抗戦のすべての準備仕事を迅速に完成する。

(四) 人民の生活を改善する。」

四項目保証は、次のとおりである。

「(一) 国民政府打倒のための武装暴動方針を全国的に停止する。

(二) ソビエト政府を改称して中華民国特区政府とし、紅軍は国民革命軍と改称し、南京の中央政府と軍事委員会の直接指導を受ける。

(三) 特区政府の区域内では、普通選挙による徹底的な民主制度を実施する。

(四) 地主の土地を没収する政策を停止し、抗日民族統一戦線の共同綱領を断固実行する。」

(2) 中国共産党中央委員会の一九三七年七月一五日の「国共合作を公布するについての宣言」(中国共産党為公布国共合作宣言)・「解放」第一卷第一八期一九三七年一〇月二日刊一頁・前掲「中国共産党史資料集」8四五一頁以下)は、次のように述べている。

「一、孫中山先生の三民主義は、今日の中国にとって欠くべからざるものであり、わが党は、その徹底的な実現のために奮闘するものである。

二、国民党政權をくつがえすためのすべての暴動政策および赤化運動をとりやめ、暴力によって地主の土地を没収する政策を停止する。

三、現在のソビエト政府を取り消し、民権政治を実施し、それによって全国政權の統一を期す。

四、紅軍の呼称と番号を取り消し、それを国民革命軍に改編し、国民政府軍事委員会の統轄を受けるとともに、命令あり次第出動して抗日の前線における職責を担うものとする。」

(3) 神戸学院法学四卷四号一三三頁注(3)「国共合作宣言」参照。

(4) 林伯渠(第一期第一回陝甘寧辺区参議会) 陝甘寧辺区政府の工作報告(一九三九年一月)の「第三、辺区の誕生とその

中華人民共和国における刑法思想と刑事制度(二)(飯田)

(六五)

六五

根拠」(中国共産党史資料集9・四一四頁以下) 参照。

(5) 陳昌浩「抗日根拠地となった晋察冀辺区」(一九三八年四月四日)は、辺区の行政機構その他民主政治の面について、次のように述べている。

「辺区の行政機構については、一面では『行政体系上、それは中華民国の一部であり、中華民国の法律、命令を履行し遵守する権利と義務を有する』ことが規家されており、他面では、『その実際内容は、抗日と真の民主を貫徹することである』ことが規定されている。辺区内の最高行政機関は、臨時行政委員会であり、それは大会で選挙され、国民政府行政院の認可を経たものである。行政委員会は……省政府組織法によって組織される。県政府・区・郷・鎮または村公所(村政府)の組織法は従来どおりとする。……上級政府は各級政府に対して、巡視ならびに検査の制度を執行する。」

(中国共産党史資料集9・一四三頁下段から引用)。

(6) 一九三七年の国共合作宣言当時、有効に成立していた国民政府の司法・刑事関係の法令には、法院組織法(一九三五年七月一日施行)、刑法(一九三五年七月一日施行)、危害民国緊急治罪法(一九三一年三月一日施行)、懲治盜匪暫行弁法(一九三六年八月三一日国民政府訓令)、警察逃亡懲治条例(一九三七年六月二八日公布施行)、妨害兵役治罪条例(一九四〇年六月二九日公布施行)、妨害国幣懲治暫行条例(一九三五年七月一五日公布施行)、その他、懲治貪汚暫行条例、禁烟治罪暫行条例、漢奸自首条例、非常時期監所人犯臨時処置弁法などがある。

(7) 辺区政府の法令として、辺区の憲法ともいうべき「辺区施政綱」がまずあげられる。これは、辺区の最高政権機関である「辺区参議会」で採択され、辺区政権の発布する各種の法の根拠および根本準則となる。陝甘寧辺区では、一九三九年一月に「陝甘寧辺区抗戦時期施政綱領」が、また、一九四一年一月には「陝甘寧辺区施政綱領」が公布されている。次に、陝甘寧辺区においては、一九四一年一月に、「人權財産保障条例」が制定されている。この条例には、財産権と人權とについて具体的な保障規定がある。また、辺区においては、土地法、婚姻法について、特殊事情を考慮した立法をしている。

抗日戦争終結前における辺区の刑事立法としては、陝甘寧辺区についてみれば、一九三九年四月四日の「高等法院組織条例」、一九四一年五月一〇日の「高等法院对各県司法工作的指示」、一九四二年二月九日の「警察服務規程」、同年二月三日の「違警罰暫行条例」、同年二月の「保障人權財產條例」、一九四三年三月の「高等法院分庭組織條例草案」、同年三月の「県司法処組織條例草案」、同年六月一日の「民刑事事件調解條例」、一九四四年二月一八日の「關於改善司法工作的總結並指示執行的具体任務」がある。

晋察冀辺区についてみれば、一九三六年二月八日の「修正懲治漢奸條例」、一九四〇年五月一五日の「陪審制暫行弁法」、一九四一年四月一〇日の「公安局暫行條例」、一九四二年四月一日の「破壞堅壁財物懲治弁法」、同年一〇月一五日の「懲治貪汚條例」、一九四三年二月四日の「法院組織條例」、同年二月四日の「關於逮捕搜索偵查處理普通刑事特種刑事犯之決定」、同年二月一二日の「關於辺区司法機關改制之決定」、同年同月同日「關於改變公安機構及工作範圍的決定」、同年二月二三日「關於加強各級公安工作的指示」、同年四月一五日「關於特種刑事案件審理程序之決定」、同年四月一五日「關於處理監押犯之決定」、一九四四年五月三一日「關於改進司法制度的決定」、同年四月三日「修正懲治貪污條例」、同年六月一二日「行政委員會通知會法字第五九号——為法令中凡規定罰金之条文、准依原定數額增加十倍由」などがある。

この時期に公布された右の法令文けんについては、今日わが国では、特定の機関（個人的）に所蔵されていて、学者もまた一般にみる事ができない。よって、向山寛夫「中華人民共和国の刑事法」六頁―一八頁に列挙されたところにより、該当法令を引用した。

(8) 林伯渠「ソビエトから民主共和制度へ」(「解放週刊」一卷五期一九三七年五月二一日刊一一―一四頁) 日本國際問題研究所編「中國共產黨史資料集」8四二七頁―四三四頁は、「ソビエトの轉換の根柢」を、「中国と日本の間の矛盾が主要矛盾となり、国内的矛盾が副次的・從属的地位にさがったという客觀的環境」になったことに求めている。また、「ソビエトから民主共和国への轉換は、革命の前進であり、すべてを解消することではない」。「ソビエト区は、いまや國民政府の特区に轉換

し、労働兵代表会議制度から普通選挙による民主共和制度に転換し、より高い民主「制度」から全中国で実現されようとしている抗戦に適した民主制度に転換しようとしている。この新しい民主制度には、それなりの特徴がなければならない。」と述べている。さらに、そのための「行政機構の整頓」について、ソビエト的政権形態は改める必要があるとし、次のように述べる。

「陝甘寧辺区の特殊事情にもとづいて、ソビエト政府が辺区政府に転換する際には、辺区政府の下に、秘書処・建設庁・農工庁・教育庁・財政庁・民政庁・保安司令・法院・会計検査処を設ける。辺区政府は主席団を組織し、各庁には委員会を組織する。庁長は当然その主任となる。県には県長、区には区长、郷には郷長をおく。」

「法院の審理は独立してはいるが、主席団の下に隷属しており、司法と行政が併立する制度はとらない。」
 「保安司令は、治安維持の責任を負う機関であり、それは、人民の共通の敵たる漢奸やスパイに対しては、十分な注意を払い、これらと無慈悲に闘うことができるが、人民の享受すべきあらゆる民主的権利は絶対に保証する。」

(9) 陝甘寧辺区土地条例(一九三九年一月)は、国民政府の公布した土地法の基本原則および辺区の土地改革の実際状況に基いて制定され、土地の所有権を認めている。この土地条例には、土地の紛糾事件に関する裁判手続を規定しているが、関係条文は次のとおりである。

第二条 土地の紛糾によつて訴訟があつた場合、すべてその裁判権は、各級の法院に属する。

第三条 土地の紛糾が解決されるまでは、その土地の管理権は、耕作者に属する。もし小作料の取り立てを強行したり、あるいは耕作を阻止したりした場合は、実状に応じて処罰する。

第四条 詐欺・恐喝の手段で他人の土地を占有した場合は、すべて検査を経たうえで、法律によつて制裁する。

第五条 法律によらず土地登記をしたり、あるいはひそかに土地所有権を移転したりして、他人に告発され、調査によつて事実が明らかにされた場合には、すべて政府がこれを処罰する。

(一) 辺区における刑法思想

辺区が形式上とはいえ、中華民國の特区であり、中華民國の法体系の支配下に置かれたことは、従来の中華ソビエト共和国とその法令の廃止を意味しなければならない。マルクス・レーニン主義を基本とする刑法思想は、国民政府の三民主義を基本とする刑法思想の支配下に置かれることとなる。したがって、労農独裁の刑法思想は、辺区においては、ブルジョア刑法思想により本質的な修正をうけ、階級妥協の刑法思想とならざるを得なかった。

かくして、辺区における司法工作の目的は、抗日戦力の破壊・損傷の排除と、抗日民主制度および辺区人民の合法的利益の保障とに指向された⁽²⁾。そして、辺区において禁止された主要な行為は、(1) 直接の抗戦破壊行為である「投降」「スパイ行為」、(2) 抗日民主制度を破壊する「漢奸」「土匪」の行為、(3) 間接に抗戦力を妨害・破壊する行為である「汚職」「アヘン吸食」「賭博」、(4) 抗日民主制度を妨害する奴隸制の行為である「売買結婚」と「童養媳⁽³⁾」(トンヤンシー)、(5) 「児童虐待」であった⁽⁴⁾。これらの行為は、抗日民主制度の形成・保障の上から、犯罪として厳しく排除されたが、法的制裁を加える主要な対象は、抗日民主制度に対する破壊活動者すなわち、スパイ、漢奸・土匪などであるとされた⁽⁵⁾。そして、これらの敵対性犯罪の犯人には、懲罰刑が科せられたが、その適用刑罰法令は、すべて国民政府の統一的法令および抗戦建国綱領の最高原則の下で制定されたものであった⁽⁶⁾⁽⁷⁾。

しかし、敵対性を有しない通常の犯罪の犯人に対しては、政治教育と感化主義をもって対処するものとされ、犯

人に報復したり、犯人を虐待することは禁止された。⁽⁸⁾

このような辺区における刑法思想は、階級妥協の刑法であるため、労働人民の犯罪と地主・土豪劣紳の犯罪との間に科刑を区別することはないが、抗日民主制度の保全という立場からの敵対性犯罪と非敵対性犯罪とを区別し、前者には懲罰を、後者には教育・感化主義を以てするという、辺区に特有のものであった。

(1) 抗日統一戦線を目的とする一九三七年の国共合作に際し、中国共産党は自から中華ソビエト政府を中華民国特区政府と改称することを提案し、同年九月国民党の合意により「特区」が成立した。従来の中華ソビエト共和国は、中国の各地に散在した「ソビエト区」の統合されたものであったから、ソビエト共和国を解消して中華民国の特区とするにあたり、特区の統一政府を設立せず、各地の「ソビエト区」を「辺区」と改称し、各地のソビエト政府が「辺区政府」に改組された。一九三七年秋に、延安を中心に樹立されていた「陝甘寧ソビエト区」が「陝甘寧辺区」に改組されたのは、その一例である。

辺区には、右の例のように、ソビエト区を改組してできたものの外、抗日民族統一戦線に基いて、抗日根拠地に新しく設けられたものもある。一九三八年一月に、華北の主要抗日根拠地の一つである河北省西部、山西省東北部、チャハル省西南部の三省にまたがる広大な地域に、国共合作を基礎とする「晋察冀辺区」が設立されたのは、その一例である。

辺区においては、中華ソビエト共和国当時のような地主の土地没収や労働民主独裁は行なわれず、地主、富農、資本家の公民権が回復された。しかし、小作料と利息についてはその額を制限する「減租減息」の政策がとられた。

辺区の最高権力機関は、「辺区政府」であるが、それは「辺区参議会」によって選出された。参議会では、共産党員が三分の一を占める「三三制」が採用された。

(2) 林伯渠「陝甘寧辺区政府の工作報告」(一九三九年一月)のうち、司法工作について述べられたところは、次のとおりである。

「辺区の司法工作の目的は、抗日民主制度および辺区人民の合法的利益を保障することにある。そのために辺区司法工作の長所は以下にある。

- (1) 法的制裁を加える主な対象は、抗日民主制度を破壊する漢奸・土匪などであること。
- (2) 事件の処理は形式に拘泥せず、一切は人民の便宜のためになされること。
- (3) 事件の裁判は、絶対に公開であり、必要な場合には、さらに民衆法廷を組織したり、あるいは民衆が代表を選出して裁判に参加することを許すこと。
- (4) 一般の犯人に対しては、さらに多くの注意を政治的教育と感化にはらい、彼らが悪事を改め正道にもどるようにし、また犯人に対して報復手段をとったり、あるいは犯人を虐待することを禁止する。辺区の司法はこうした特点を有するものであるが、その依拠する地方的単行法令は、すべて国民政府の統一的法令と抗戦建国綱領の最高原則の下で制定されたものである。」

(日本国際問題研究所中国部会編「中国共産党史資料集」9・四三八頁から引用。)

- (3) 董養媳(トンヤンシー)は、将来、息子の嫁にするという名目の下に、幼女を買いとり、家内奴隷としてこき使った習慣をいう。

(4) 陝甘寧辺区抗戦時期施政綱領(一九三九年一月)は、辺区における法体系の頂点をなすものであるが、この綱領において、反対され、禁止する事項に、次のものがある。

- (一) 投降、(二) 漢奸・スパイ・土匪の活動、(三) 汚職・アヘン吸食・賭博、(四) 売買結婚と董養媳、(五) 児童虐待。また、「人民にとって便利な司法制度をうちたて、人民がいかなる工作人員の罪状をも摘発し、告発する自由を保障する」との規定がある。(中国共産党史資料9・四四七頁以下による)。

- (5) 前掲注(2)林伯渠「陝甘寧辺区政府の工作報告」(1)参照。

(6) 前掲注(2)の(4)参照。

(7) 晋察冀辺区第一回軍政民代表大会諸決議(一九三八年一月)は、漢奸事件を審理する根拠法規について規定し、「各級政府は、辺区政府が改めて公布した国民政府施行の『修正・民国緊急治罪法』に基づいて、漢奸事件を審理するものとする。」としている。(中国共産党史資料集9・四三頁上段(6)から引用)。

(8) 前掲注(2)の(4)参照。

(三) 辺区における司法機関と司法手続

前述したように、辺区には、中華ソビエト共和国の解消にともなって、各地のソビエト区を改編したもの、ソビエト区以外の地域で抗日戦の武装根拠地とした地域に新しく建設されたものなどいろいろある。しかも各辺区は中華民國の構成部分であって、各辺区は独立して直接に国民政府の支配下に置かれるという形式をとっていた。それ故に、辺区の行政機構はいうまでもなく、司法体系についても、辺区によって現地の事情に即した特色があった。

ソビエト制度を解消・改編することによって形成された「陝甘寧辺区」においては、「ソビエト制度の解消は革命の前進であって、すべてを解消することではない」との政治的態度が貫かれていた。⁽¹⁾ここでは、法院(裁判所)は辺区政府の下に置かれ、法院の審理は独立してはいるが、辺区政府の主席団の下に隸属しており、司法と行政との分立する制度は採用されていない。⁽²⁾ところが、新設の辺区である「晋察冀辺区」⁽³⁾においては、司法の独立が規定され、高等法院と県司法処が設立されている。⁽⁴⁾制度上は、法院院長と検察官は、国民政府司法院の正式な任命と指導

をうけなければならないものとされている。しかし、現実には事実上困難であるため、辺区臨時行政委員会に設立が一任され、中央の司法院に任命を要請させるものとされていた。⁽⁶⁾

治安維持および犯罪捜査の制度としても、辺区によって差異がみられる。陝甘寧辺区においては、辺区政府に保安処が設置され、保安司令が治安維持の責任を負う機関とされている。⁽⁶⁾ 保安処は、「漢奸・スパイの捜査、逮捕、処罰に関する事項」、「人民の漢奸一掃組織に対する指導に関する事項」、「その他辺区の漢奸一掃工作に関連する事項」を管理事務としている。⁽⁷⁾ ところが、晋察冀辺区では、保安処に相当する機関としては、「保衛局」が設けられていた。⁽⁸⁾

辺区における司法手続についても、辺区の地方的特色があらわれている。例えば、「陝甘寧辺区」においては、「事件の処理は、形式に拘泥せず、一切は人民の便宜のためになされ」、「事件の裁判は、絶対公開主義が採用され、必要な場合には、民衆法廷を組織したり、選出された民衆の代表を裁判に参加させることが許容」された。⁽⁹⁾ ところが、晋察冀辺区においては、辺区高等法院および辺区高等檢察処が設けられ、高等法院に最終裁判権を行使した。辺区内の県には「司法処」が設けられたが、それが設立されるまでは、すべての民事、刑事の事件は、県政府が代って審理するものとされた。区・郷(村)政府は、民事、刑事の事件の調停にあたることが許されるにすぎず、事件の審理、裁定にあたることはできないものとされていた。県においては、檢察官の職は、県長が兼任するものとされた。⁽¹⁰⁾

(1) 前掲、林伯渠「ソビエトから民主共和制度へ」中国共産党史資料集8・四二八頁下段参照。

(2) 同右参照。

(3) 晋察冀辺区は、華北の主要抗日根拠地の一つで、河北省西部、山西省東北部、チャハル省西南部の三省にまたがった広大な地域で、その中心区域は、京漢（北京—漢口）、京包（北京—包頭）、石太（石家莊—太原）、同蒲（大同—風陵渡）の四鉄道の間にある二六県を含み、その他になお、京漢、津浦（天津—浦口）の両鉄道と滄石公路（津浦線の滄鎮—石家莊）の間にある一七県を含んでおり、合せて四十余県となる。辺区の人口は一千余万であった。政権形態は、基本的には従来からの国民政府が公布している政府組織法に従いながら、辺区の抗戦環境に依拠して若干の変更を加え行政能力を発揮できるようにしていた。一九三八年一月一〇日に河北省の阜平県で、晋察冀辺区党軍政民臨時代表大会が召集された。この大会で、辺区全体にわたる軍事、行政、財政、経済、教育などの主要提案を決定し、国民政府の蔣委員長、閻錫山・程潛両司令官の指導の下で、「心から誠意をもって団結し、抗戦を最後の勝利にいたるまで堅持する」という宣言を採択した。そして無記名投票の方法で九名の委員を選出し、晋察冀辺区臨時行政委員会という名称の辺区政府を結成した。国共合作を基礎とする抗日民族統一戦線の辺区政府の結成であった。〔解放〕第三五期一九三八年四月二〇日刊七一—二頁、陳昌浩「成爲抗日根拠地的冀察晉邊區」による。

(4) 陳昌浩「抗日根拠地となった晋察冀辺区」は、「……司法の独立が規定され、高等法院と県司法処が設立されているほか、漢奸の一掃にとめる点では、保衛局が設けられて、漢奸を徹底的に一掃する任務を遂行することになっている。」と述べている。

(5) 晋察冀辺区第一回軍政民代表大会諸決議（一九三八年一月）は、司法体系について次のように述べている。

「(1) 辺区には、高等法院および高等檢察処を設ける。高等法院には院長一人、判事三人、書記官二人をおくものとする。高等檢察処には、首席檢察官一人、檢察官一人、書記一人を置くものとする。中央に対し、本辺区高等法院に最終裁判権を付与するよう要請する。」

(2) 県に司法処を設け、司法処には、裁判官一人、書記一人ないし四人を置き、県長が検察官を兼任するものとする。

(3) 地方法院は、必要に応じて開設するものとする。

法院院長と検察官は、国民政府司法院の正式な任命と指導をうけなければならないが、事実上困難であるため、辺区臨時行政委員会に設立を一任し、中央の司法院に任命を要請させるものとする。

各県の司法処が設立できるまでは、すべての民事事件・刑事事件は、県政府が暫時代って審理するものとし、司法処設立の後も、それがまだ機能を發揮し得ない場合には、県政府が審理に協力するものとする。

区・郷(村)政府は、ただ民事事件・刑事事件の調停にあたることのできるだけで、事件の審理・裁定にあたることはできない。」(中国共産党史資料9・四二頁から引用)。

(6) 前掲六七頁注(8)、林伯渠「ソビエトから民主共和制度へ」参照。

(7) 陝甘寧辺区政府組織条例(一九三九年一月)第一六条・中国共産党史資料集9・四五一頁参照。

(8) 前掲注(4)参照。

(9) 前掲七〇頁の注(2)の(2)および(3)参照。

(10) 前掲七四頁の注(5)参照。

四 一九四五年以後建国までの時期における中国解放区における刑法と刑事司法制度

(一) 解放区における刑事立法

日本のポツダム宣言受諾により、抗日統一戦線の役割は終るが、これより先、一九四五年四月二四日には、中国共産党第七回全国代表大会において、毛沢東主席による政治報告「連合政府論」が発表された。これによって、国

民党一党独裁を廃止し、民主的な連合政府の樹立を主張している。⁽²⁾そして、その政治的担保として解放区における中国共産党とその紅軍による政治的支配が樹立され、国民党の支配は、実質的にはいうまでもなく、形式的にも排除された。

かくして、辺区の変質がなされ、辺区政府は、国民政府の形式的支配さえも脱却して、一九四六年四月二三日には、陝甘寧辺区憲法原則の制定をみた。これによれば、辺区、県および郷に、それぞれ「人民代表会議」が設置され、人民の政権管理機関とされた。⁽³⁾右の憲法原則には、司法に関する規定が設けられ、辺区における司法のあり方の基本線を確立している。⁽⁴⁾陝甘寧辺区では、さらに一九四六年四月二三日付で「婚姻条例」が發布され、婚姻上の禁止事項を定め、結婚・離婚でこの条例に違反する者に対する刑事処罰を規定している。⁽⁵⁾

辺区の変質が最も明瞭に示されたのは、一九四七年一月一日、中国共産党中央委員会が決議し、中国の解放区全域に公布した「中国土地法大綱」⁽⁶⁾を、いずれの辺区も受け入れて、辺区の土地法として公布し、抗日統一戦線の期間中、認容してきた「封建的・半封建的搾取の土地制度を廃止し、耕者有田の土地制度を実施した」ことに於てであった。⁽⁷⁾

土地問題については、これより先、中国共産党の土地政策の基本線を示す「土地問題に関する指示が、一九四六年五月四日に公布されていた。⁽⁸⁾いわゆる「土地政策に関する五・四指示」である。中国土地法大綱をうけ入れて辺区土地法とすることを宣言した法令としては、一九四七年一月二七日公布の晋察冀党政軍連合布告「土地改革保障命令」⁽⁹⁾、一九四八年一月公布の晋冀魯予辺区政府「中国土地法大綱施行補充規則」⁽¹⁰⁾、一九四七年二月一日公布の中

国共産党東北中央局「農民に告ぐる書」⁽¹¹⁾および「東北解放区土地法大綱施行補充規則」⁽¹²⁾がある。また中国土地法大綱公布後における中国共産党員の行動指針を示したものに、一九四八年一月一日付で中国共産党晋冀魯予中央局が発した「全党員に告げる書」⁽¹³⁾がある。

また、土地改革にあたっては、「むやみに殴ったり殺したりすることを厳禁する」中国共産党の方針を堅持できない党組織が現れたので、これを制止するための党中央の指示が出されている。その代表的なものとして、一九四八年一月一二日の中国共産党中央委員会書記処書記による「土地改革におけるいくつかの問題」⁽¹⁴⁾という論文、および同年四月一日の毛沢東主席「晋綏幹部会議における講演」⁽¹⁵⁾がある。ここにおける主張は、「反革命と悪覇の者を懲罰する場合を除いては、すべての人に対して寛大政策を実行すべきことの指示であった。

一九四八年八月には、晋察冀辺区と晋冀魯予辺区の両辺区を合併して、華北区とされている。いわゆる辺区制度の廃止である。すなわち、同年同月一日に、華北臨時人民代表大会が開催せられ、その決議に基づいて、右の両辺区政府が合併されて、華北人民政府の樹立をみた。そして、同日付で、華北人民政府組織大綱⁽¹⁶⁾が公布された。

抗日戦争勝利後、建国前における解放区の刑事法令として見逃し得ないものに、一九四五年九月一日付の解放日報社論の形式で発表された「戦争犯罪人を厳重に処罰せよ」⁽¹⁷⁾、一九四八年一月一日公布の「解放軍総部発布の戦争犯罪人懲罰命令」⁽¹⁸⁾および一九四九年四月二五日公布の「中国人民解放軍布告」⁽¹⁹⁾がある。第一のものは、日本人戦犯の処罰方針であり、第二のものは、国民党の軍、党部、政府の職員の戦犯の処罰令であり、第三のものは、南方および西北各省人民に対する中国人民解放軍の公約である。

一九四九年一〇月一日には、中華人民共和国の建国が成立するが、その数日前の九月二七日には、「中華人民共和国中央政府組織法」⁽²⁰⁾がまた同月二九日には、「中国人民政治協商會議共同綱領」⁽²¹⁾が公布されている。当然のことながら、これらの法には、司法制度に関する根本規定が含まれている。

(1) 中国解放区は、第一に、日本軍が攻撃し侵略した区域から八路军・新四軍その他の中国共産党の領導する軍隊によって侵略勢力を駆逐し、中国人民を解放することに成功した地域をいう。抗日戦争の末期の一九四五年四月には、中国解放区には、一九の大解放区が含まれるに至り、その地域は、遼寧・熱河・察哈爾・綏遠・陝西・甘肅・寧夏・山西・河北・河南・山東・江蘇・浙江・安徽・江西・湖北・湖南・広東・福建などの各省が含まれていた。解放区は、延安の中国共産党中央の指導をうけていた。延安のある陝甘寧辺区は人口一五〇万で、一九の解放区のうちの一つにすぎなかった。

解放区では、抗日民族統一戦線に必要なあらゆる政策が実行され、人民によって選出された共産党員と抗日諸党派・無党無派の代表的人物との合作による政府（地方的な連合政府）が樹立されているか、樹立されつつあった。

中国解放区は第二に、次の地域についてもいわれる。中国での「解放」は、帝国主義侵略と封建的支配との圧迫から、中国人民を解放することを意味したから、国民党支配地区から中国共産党の指導で、国民党支配を排除して人民を解放した地域もまた「解放区」といわれた。（新中国資料集成一卷一八頁、毛沢東「連合政府論」による）。

(2) 毛沢東「連合政府論」は、新民主主義の政権組織について、次のように述べている。
「新民主主義の政権組織は民主集中制をとり、各級人民代表者大会において施政の大方針を決定し、政府を選挙すべきである。それが民主的であり、集中的であるというのは、民主を基礎とした集中であり、集中的指導の下での民主であるということである。」

(3) 陝甘寧辺区憲法原則は、一九四六年四月二日から同月二七日まで開催された「陝甘寧辺区第三屆參議會第一次大会」において四月二三日に通過したものである。その政権組織に関する規定は次のとおりである。

一 政権組織

- (1) 辺区・県および郷の人民代表会議（参議會）は人民の政権管理機関である。
- (2) 人民は普通・直接・平等・無記名により各級代表を選挙し、各級代表会議は政府要員を選挙する。
- (3) 各級政府は、各級代表会議に対して責任を負い、各級代表は、選挙人に対して責任を負う。
- (4) 郷の代表会議は直接に政務を執行する機関である。
- (5) 人民は、各級政権にたいして検査・告発および随時建議をなす権利を有し、毎次選挙にさいして全般的検査を行なう。
- (6) 各級代表会議は、毎次の大会において前回大会決議の執行状況を検査する。
- (7) 各級政府要員にして、人民の決議に違反し、あるいは職務をゆるがせにしたものは、代表者会議の譴責または罷免をうけるものとする。郷村にあつては人民が直接にこれを罷免する。
- (8) 各級人民代表会議（参議會）：郷は一年一度の改選、県は二年に一度の改選、辺区は三年に一度の改選とする。
- (9) 辺区各少数民族は、集中居住地区においては、民族区を画成し、民族自治政権を組織することができるし、省憲法に抵触しないかぎり、自治法規を定めることができる。（日本国際問題研究所中国部会編「新中国資料集成」一巻二三七頁による。）
- (4) 陝甘寧辺区憲法原則（一九四六年四月二三日）は、五つの部分（政権組織・人民の権利・司法・経済・文化）からなつてゐる。そのうちの「司法」は、四力条からなり、次のとおりである。
 - (1) 各級司法機関は、独立してその職権を行使し、法律に服従するほか、いかなる干渉をも受けない。
 - (2) 司法機関および公安機関が法によって職務を執行する場合のほか、いかなる機関団体も逮捕訊問等を行なうことはできない。
 - (3) 人民はいかなる方法を用いても、あらゆる公務員の職務上の手落ちにたいして告訴する権利を有する。

(4) 法を犯したものに對しては、感化主義を採用する。」(日本國際問題研究所編「新中国資料集成」第一卷二二七頁—二三八頁による。)

(5) 陝甘寧辺区婚姻条例(一九四六年四月二三日、陝甘寧辺区第三屆參議會第一次大會通過)、陝甘寧辺区參議會議文獻准輯三三二—三三三頁、新中国資料集成第一卷二二九—二四〇頁は、その第六條において、結婚禁止事由を規定する。それによれば、「(1) 花柳病またはその他の不治の悪疾を患っているもの、(2) 詐欺または強迫をもって相手方の意思の自由を妨げたもの、(3) 誘拐行為によるもの、(4) 直系血族・直系姻族または八親等内の傍系血族あるいは三親等内の傍系姻族」の六個の事由に該当するときは、結婚を禁止される。そして、この條例の第一五條は罰則であり、「およそ結婚および離婚にして、本條例に違反するものは當事者の訴により、当該地区司法機關において法によりこれを処理し、もし刑法の範圍に及ぶものあるときは、刑法をもってこれを処理する。」と規定する。

(6) 中国共産党中央委員會は、一九四七年一〇月一〇日、「中国土地法大綱公布に関する決議」および「中国土地法大綱」を公布した。これによって、中国の解放区の全域にわたって、「封建的、半封建的搾取の土地制度を廢止し、耕者有其田の土地制度」が實施された(土地法大綱一條)。すべての地主、社祠、廟堂、寺院、學校、機關および団体の土地所有權が廢止され(大綱二條・三條)、鄉村における土地制度改革以前の債務も廢止された(大綱四條)。そして、鄉村内のあらゆる土地および公有地は、鄉村農民組合に接収され、同一鄉村内の他の一切の土地とともに、老幼男女を問わず、鄉村の全人口に應じて統一的に均分される。この際、土地の量と質を考慮に入れて、鄉村の全人民に同等の土地を獲得させ、その所有とした(大綱六條)。地主およびその家族には、農民と同等の土地および財産が分配される(大綱一〇條(二)号)が、「漢奸・売国奴および内戦戦犯の本人」は、「土地・財産の分配を受けることができない」ものとされた(大綱一〇條(一)号)。人民に分配された土地には、政府から土地所有証が交付され、その自由な経営、売買および特定の条件の下での賃貸の權利が認められた(大綱一一條)。違反者に対する司法処分規定がある。(日本國際問題研究所中国部会編「新中国資料集成」一巻五一—六頁

一五一九頁参照)。

(7) 例えば、一九四七年一〇月一日には、晋綏辺区農民組合臨時委員会の「農民に告ぐる書」、同年十一月一日には、晋察冀辺区農民組合臨時代表者会議の「農民に告ぐる書」が発せられて、中国土地法大綱を実施することを農民に訴えている。また、同年十一月二十七日には、晋察冀党政軍連合布告「土地改革保障命令」は、同年十一月二十六日に晋察冀辺区行政委員会が「中国土地法大綱」をうけ入れて辺区の土地法とすることを公布している。さらに、一九四八年一月には、晋冀魯予辺区政府は、中国土地法大綱を受け入れて、「晋冀魯予辺区土地法」とすることを公布し、「中国土地法大綱施行補充規則」を制定している。なお、東北解放区においても、中共東北中央局は、「農民に告ぐる書」を公布し、中国土地法大綱および東北政治委員会の補充規則に従って、土地政策を実施する旨を宣明した。

(8) 抗日戦勝利後、山西、河北、山東、華中などの各解放区において、きわめて広範囲な大衆運動がもり上り、漢奸反対、減租減息、清算闘争の過程において、多くの中間分子が疑念を抱き、党内にも大衆運動が過激であると感ずる者がでてきた。そこで、解放区の土地問題を積極的に解決するため、当面の大衆運動に正確な指導を与える必要が生じたため、一九四六年五月四日に、中共中央は、「土地問題に関する指示」を發布した。

「大衆の漢奸反対、清算闘争を援護しつつ、地主の手から土地を獲得し、『耕者有其田』を実行支持する」、「中農の土地を侵害するな」、「富農と地主とは区別し、富農に対しては減租に重点を置き、一般に富農の土地は変動しない」、「中小地主の生活については十分に考慮し、大地主・土豪劣紳に対する態度と区別せよ」、「抗日軍人と人民の幹部の家族で土豪劣紳・地主に属する者に対しては適当な配慮をせよ」、「漢奸・土豪劣紳・ボスの土地はとりあげるが、彼らにも生きていけるようにせよ」、「農村における土地問題解決、封建階級反対の方法を、工商業資産階級に同じように適用してはならず、両者は原則的に区別される」、「悪質大罪の漢奸および人民の公敵で現地の広範な人民大衆が死刑を要求した場合には、法廷審判の判決を経て死刑に処するが、一般には寛大な政策を施行する」、等の一八項目にわたって、こまかに土地問題処理の方法を指示して

いる。「土地政策に関する五・四決定指示」と呼ばれている。前掲「新中国資料集成」一巻二四一―二四五頁を参照せよ。

(9) 晋察冀党政軍連合布告「保障土地改革命令」(一九四七年一月二七日)によれば、晋察冀辺区行政委員会は、一月二六日に「中国土地法大綱」をうけ入れて、辺区の土地法とする旨を公布した。これが「晋察冀辺区土地法」であるが、この土地法に基づくと土地改革を保障するために、辺区行政委員会、中共晋察冀中央局、晋察冀軍区が連合布告を發布した。一種の辺区の刑罰法規である。この命令は、次のように規定する。

(1) すべての機関、個人、とくに地主・富農は、土地法に違反し、農民運動に抵抗し、農民大会、農民代表者会議、貧農委員会等の新しい農民団体および解放された農民のすべての民主的権利を侵犯するいかなる行為をもしてはならない。これに違反するものは、嚴重な制裁をうけなければならない。

(2) すべての共産黨員と幹部は、積極的に土地改革に参加し、土地改革において模範的な働きをしなければならない。農民の土地改革の成果を横どりしてはならない。また、地主・富農をかばったり、不正を貪ってみずから肥え太ったり、私利を追って汚職を行ったり、表面は命令に従いながら、裏面では違反したり、妨害・破壊を行なうなどのいかなる違法行為をも行なってはならない。違反者は党規による処分と法律による制裁を受けなければならない。

(3) すべての武装部隊は、責任をもって土地改革を防衛し、農民が土地改革を進めるのに参加し、援助すべきである。すべての武装人員は、地主・富農を庇護して農民の闘争を妨害・破壊してはならない。違反者は、軍紀による制裁および法律による制裁を受けなければならない。

(4) すべての武装抵抗および土地改革と農民の団結を破壊する反革命的行為に対しては、断固これを鎮圧し、一掃する。

(5) 土地改革および農民の利益に違反するすべての事件は、その事件の軽重に応じて、大衆大会において直接処理するか、あるいは人民法廷もしくは軍事法廷に送付して裁判すべきであり、いかなる機関および個人といえどもその権限を乱用して処理してはならない。

(9) 「中国共産党与土地革命」七一—七二頁、前掲「新中国資料集成」一卷五四四—五四五頁による。

(10) 晋冀魯予辺区政府「中国土地法大綱施行補充規則」(一九四八年一月)によれば、「辺区政府は、中国土地法大綱を受けて、『辺区土地法』とし、同時に『中国土地法大綱施行補充規則』を制定した。」大綱第一三条の補充については、次のように規定した。

「各級人民法廷の組織条例は、晋冀魯予辺区人民代表者大会によって制定される。」(前掲「新中国資料集成」二卷一四頁参照)。

(11) 一九四七年二月一日、中共東北中央局は、「農民に告ぐる書」を公布し、中国土地法大綱および東北政治委員会の補充弁法に従って、土地を均分する旨を宣明した。土地均分を徹底するため、村内で貧農・雇農大会・貧農・雇農『代表者会議』を召集し土地均分を討論し、その後中農の参加を受け入れて、全農民大会を開き、土地均分を討論し推進する。そして、土地配分前に階級を明確に区分し敵と味方を明確に認識することが要求されている。この「農民に告ぐる書」は、司法問題にもふれ、次のように述べている。

「漢奸・悪霸・反動地主・富農およびすべての財産破壊者、土地均分の破壊者については、農民が法廷を組織して裁判し処理する。

自己の本分を守り、まじめに節約をして家を起こした富農については、彼らが規定に照らして自分の差し出すべきものを差し出した後は、寛大に処理してさしつかえない。」(前掲「新中国資料集成」一卷五四五—五四九頁による)。

(12) 東北解放区土地法大綱施行補充規則(一九四七年二月一日公布)の(12)項は、中国土地法大綱第一三条(司法・処罰規定)を補足して次のように規定する。

「大綱第一三条の補足——区・村両級には人民法廷を組織するものとする。その組織および施行細則は、東北行政委員会により制定頒布される。

死刑の最終的批准権については、基本解放区で大衆闘争の対象となるもの（たとえば悪霸・漢奸・地主・富農・警察・土匪）においては、県以上の政府によって批准し、幹部および政治事件に関するもの（たとえば秘密破壊分子・国民党特務機関等）については、省以上の政府の批准を経なければならない。新たに回復した地区における大衆闘争対象者は、県級に相当する工作団によって批准され、幹部および政治事件に関するものは、県級より一級上の工作団により批准される。（前掲「新中国資料集成」一卷五五一頁参照）。

- (13) 中国共産党晋冀魯豫中央局「全党員に告げる書」（一九四八年一月一〇日）（『人民日報』一九四八年一月一四日付）は、中国土地法大綱の公布後の土地改革過程において、悪質黨員・悪質幹部が反人民の小集団になり、貧農・雇農と対立し、人民と敵対するに至っている事態を重視し、黨員に対する次の十項目の行動指針を示して、呼びかけている。
- (1) 断固として土地法大綱を施行すること。土地法大綱に違反するいかなる言論・行動も許されない。
 - (2) 党のすべての決議と政策に服従せねばならず、違反・反抗したり、党からの独立性を唱えることはできない。
 - (3) 貧農団・農民組合および農民代表大会のすべての決議に服従せねばならず、違反・反抗することはできない。誠心誠意人民のために雇い人とならねばならず、大衆からの独立性を唱えることはできない。
 - (4) 土地・財産を均分するときには、黨員は多くとったり、独占したりすることはできない。
 - (5) 黨員は、親類・縁者および親しい友人をかばうことはできず、軍幹部・戦死者遺族をかばうことはできず、黨員の犯罪は、人民法廷の裁判に委ねられるべきであり、各級指導機関は、黨員だからといってかばうことはできない。
 - (6) 土地闘争の成果、公共の財産は大切にしなければならず、いかなる破壊・浪費行為も許されない。
 - (7) 全党が団結して、農民を団結させ、大衆を結びつき、農民に対していかなる報復行為に出ることも許されず、農民の内部の団結を挑発して紛争を招いてはならない。農民内部の派閥争いに加わってはならない。
 - (8) 貧農にしっかりと依拠し、中農と固く連合しなければならない。すべては大衆と相談し、大衆路線を歩まねばならず、

消極・放任・強制・命令または代理・請負等はしてはならない。

(9) 土地法大綱を宣伝せねばならず、自由主義的態度を抱くことは許されない。

(10) 忠実・誠実、実事求是でなければならず、いつわりの報告やいつわりの指示をしたり、面従腹背、表裏ある態度をとったりしてはならない。

何人も以上の一〇項目の規定に違反した者は、党の厳しい制裁を受け、人民の裁判を受けなければならない。(前掲「新中国資料集成」二卷二二―二五頁参照)。

(14) 任弼時(中共中央書記処書記)「土地改革におけるいくつかの問題」(一九四八年一月二日)「羣衆」第二卷第一二期二―一〇頁)は、解放区における土地改革における農民の實際運動の中で発生している各種の問題について、中共中央の決定にもとづく正確かつ具体的な解決方法について論じているが、その中で、「殴ることと殺すことの問題」と題した部分で、次のように述べている。

「共産党は、むやみに殴ったり殺したり、犯罪者に体罰を加えることには断固として反対する。むやみに殴ったり、殺したり、体罰を用いることは、封建社会の産物である。……われわれがむやみに人を殺すことに反対するのは、一人も殺してはならないというわけではない。真に罪が深い悪逆な大反革命分子、大悪霸分子……には、人民法廷の死刑判決があり、また一定の政府機関(県級または分区線もしくはより高い政府が組織した委員会)の承認があれば、銃殺に処し、またその罪状を公布する。……こうしなければ革命の秩序を樹立することはできない。しかし、かつてに人に罪名を加えて死刑に処することはできないのである。……戦争のとき前戦でやむを得ず多くの敵を殺す以外は、人をたくさん殺したり、誤って殺したりすることは、問題を解決し得ないばかりでなく、問題の解決を引き延ばし、さらには革命を一時的に失敗に導くこともありうるのである。それは、人を多く殺すことは必然的に人民大衆の同情を失い、非常に多くの人の反対を受けることになるからである。」(前掲「新中国資料集成」二卷四二―四三頁参照)。

(15) 毛沢東主席「晋綏幹部会議における講演(一九四八年四月一日)(毛沢東選集(北京・人民出版社版)四卷二〇二—二〇三頁)は、次のように述べている。

「この一年間における激烈な土地改革工作のなかで、晋綏の党組織が、むやみに殴ったり殺したりすることを厳禁するとうわが党の方針を明確に堅持することができず、そのため若干の地方での土地改革で、何人かの地主・富農を不必要に処刑し、また農村の不良分子に機会に乗じて報復する可能性を与え、彼らによって若干の労働人民が殺される結果を招いたことである。積極的にまた深く人民民主主義革命に反対し、土地改革工作を破壊する重大な犯罪分子、すなわち大罪極悪の反革命分子および悪霸分子に対して、人民法廷と人民政府を通じて、死刑を判決することは、まったく必要であり正当であると思われる。しかし、国民党側に立つ普通人、一般の地主・富農、あるいは罪の比較的軽い者については、すべてむやみに殺すことは禁止しなければならない。同時に、人民法廷と民主政府が犯罪者に対する尋問工作を進めるさいには、拷問を用いることを禁止しなければならない。……調査の結果、実際の証拠のある大罪極悪の反革命分子と悪霸分子は懲罰してさしつかえないし、またすべきであるが、それを除いてはすべての人に対する寛大政策を實行し、いかなることであろうとむやみに殴ったり、むやみに殺したりすることは禁止せねばならない。」(前掲「新中国資料集成」二卷九六一—一〇二頁参照)。

(16) 華北人民政府組織大綱は、一九四八年八月一〇日に、華北臨時人民代表大会によって制定された。華北人民政府は、華北臨時人民代表大会の決議に基づいて、晋察冀辺区政府と晋冀魯豫辺区政府を合併して樹立された。一七力条からなっている。政府に、民政・教育・財政・工商・農業・公營企業・交通・衛生・公安・司法の一〇部、華北財政經濟委員会・華北水利委員会・二委員会、華北人民法院・華北人民監察院・華北銀行および秘書庁が置かれた。華北人民監察院および華北人民法院についての規定は、次のとおりである。

「第一一条 華北人民監察院は、行政監察機関であつて、人民監察委員会を置き、院長および華北人民政府委員の任命する

人民監察委員五名ないし九名でこれを組織する。その任務は、各級行政職員、司法職員、公營企業職員の違法な職務違反、汚職浪費およびその他政府にそむき、人民の利益を侵害する行為を検査・検挙し、かつその処分を決議する。また人民の上記の者に対する告訴を受ける。

人民監察院の職員は、職権を行使するため、関係機関に対して調査を行なうことができる。各該当関係機関は、必ず検査を受け入れ、必要な材料を提供せねばならない。人民監察院の処分に関する決議で必ず法院に送付して裁判を受けねばならないものは、法院にこの審理を求めることができ、各行政機関に送付して執行すべきものは、主席の承認を経て、各機関行政機関に送付してこれを処理する。

第二二条 華北人民法院は、華北区の司法最終裁判機関であるが、重大案件の判決は、司法部の再審理を受けることができる。死刑の執行は、必ず主席の調査・許可を得てその命令によりこれを行なわなければならない。(注、ここにいう主席は、華北人民政府主席を指す)。

(17) 一九四五年九月一日日付の解放日報社論「戦争犯罪人を嚴重に処罰せよ」(新中国資料集成一卷一二七頁以下)には、次のように述べられている。

「戦争法規と慣例に違反し、また人道に反した罪行、たとえば大量虐殺、俘虜虐待、殺害、奴隸的強制労働、人民に対する侮辱、強奪、私有および公共財産の破壊等の暴行者は、その地位の高低にかかわらず、すべて刑法の制裁を受けなければならぬ。軍部の走狗——憲兵、人民鎮圧の手下人——政治警察、警備隊の積極分子にも、それ相当の処罰が与えられなければならない。

戦争犯罪人の裁判に関しては、国際軍事法廷を設けて特定の地域に関するものでない主要な戦犯を裁判する以外に、各国(日本人民を含めて)およびかつて侵略あるいは占領されたことのある地区は、すべて、彼らの利益を侵害したあらゆる犯

罪人を裁判する権利を持つものである。」

(18) 中国人民解放軍総司令部の戦犯処罰令(一九四八年一月一日)〔解放軍総部発佈・懲辦戦争罪犯命令「羣衆」二卷四期一三五頁〕は、「国民党將校およびその党部・政府の各級官吏であつて、この命令に定める犯罪行為の一つを、その部下に命じて行なわせた者」を「戦争犯罪人」とし、「その証拠が確實なものは、すべて逮捕し、罪を問うべき」としている。前文・後文と三項目の本文からなつてゐる。本文は左記のとおりである。

「一 国民党將校およびその党部・政府の各級官吏であつて、その部下に命じて、下記各項の犯罪行為の一を行なわせ、その証拠が確實なものは、すべて逮捕し、戦争犯罪人として罪に問うべきである。

(1) 人民を殺戮し、人民の財産を掠奪し、または人民の住居を破壊・焼却した者。(2) 毒ガスを放った者。(3) 捕虜を殺害した者。(4) 武器・弾薬を破壊した者。(5) 通信器材を破壊し、あらゆる電文・文書を焼却した者。(6) 食糧・被服・倉庫およびその他軍用器材を損壊した者。(7) 市政・水道・電気設備・工場建築および各種機械を損壊した者。(8) 海・陸・空の交通手段およびその設備を損壊した者。(9) 銀行・金庫を損壊した者。(10) 文化古蹟を損壊した者。(11) すべての公共資材および建築物を損壊した者。(12) すでに解放された人民・都市を空襲・爆撃した者。

二 前項各号の犯罪行為の一を、率先して行なつた者も、法に従つて処罰しなければならない。

三 罪をつぐない、功をあげさせるための有効な方法をとること、したがつて人民の生命・財産およびわが軍に属する一切の戦利品および都市建造物を安全にし、あるいは破壊から免がれさせた者に対しては、すべてしかるべき恩賞を与えること。(前掲「新中国資料集成」二卷三三三—三三四頁による)。

(19) 一九四九年四月二五日の「中国人民解放軍布告」は、八カ条の公約を公布したが、その中で、処罰をする行為として、次のものを掲げている。

(1) 反革命分子またはその他の破壊分子が機に乗じて行なう攪乱・略奪の行為。

(2) 官僚資本企業の勤務者が、資産・機械・図表・帳簿・書類などを人民政府が接收・管理するまでの間に、保護を怠り、またはそれらを破壊する行為。

(3) 敗残兵・浮浪兵で人民政府に出頭することを拒み、武器を隠匿する行為、これらの者をかくまって申告しないこと。

(4) 外国居留民による人民解放軍と人民政府の法令に違反する行為、諜報活動、中国民族の独立と人民解放の事業に反対する行為、中国の戦争犯罪人・反革命分子およびその他の犯罪人を庇護する行為。(前掲「新中国資料集成」二卷四九五―四九七頁による。)

(20) 中華人民共和国中央人民政府組織法(一九四九年九月二七日)通過(人民日報一九四九年九月三〇日付)は、第一章総則、第二章中央人民政府委員会、第三章政務院、第四章人民革命軍事委員会、第五章最高人民法院および最高人民檢察署、第六章本組織法の修正権および解釈権の六カ章、三一カ条からなる。

第一章および第五章は、次のとおりである。

第一章 総則

第一条 中華人民共和国は、労働者階級が指導し、労農同盟を基礎とし、民主的諸階級および国内の諸民族を結集した人民民主独裁の国家である。

第二条 中華人民共和国政府は、民主集中の原則にもとづく人民代表大会制の政府である。

第三条 普通選挙による全国人民代表大会が召集される前においては、中国人民政治協商會議の全体會議が全国人民代表大会の職権を執行して、中華人民共和国中央人民政府組織法を制定し、中華人民共和国中央人民政府委員会を選挙し、かつ、これに国家権力を行使する職権を与える。

第四条 中央人民政府委員会は、対外的には、中華人民共和国を代表し、対内的には、国家政権を指導する。

第五条 中央人民政府委員会は、政務院を組織して国家政務の最高機関とし、人民革命軍事委員会を組織して国家軍事の最

高統轄機関とし、最高人民法院および最高人民檢察署を組織して国家の最高審判機関および檢察機関とする。

第五章 最高人民法および最高人民檢察署

第二六条 最高人民法院は、全国最高の裁判機関であるとともに、全国の各級裁判機関の裁判活動を指導・監督する責任を負う。

第二七条 最高人民法院は、院長一名、副院長若干名、委員若干名をおく。

第二八条 最高人民檢察署は、政府機関・公務員および全国国民の厳格な法律の遵守に対して最高の檢察の責任を負う。

第二九条 最高人民檢察署は、檢察長一名、副檢察長若干名、委員若干名をおく。

第三〇条 最高人民法院および最高人民檢察署の組織条例は、中央人民政府委員会がこれを制定する。

(前掲「新中国資料集成」二卷五八五―五八八頁参照)。

(21) 中国人民政治協商會議共同綱領(一九四九年九月二九日中国人民政治協商會議第一期全体會議を通過)(人民日報一九四九年九月三〇日付)は、第一章総綱、第二章政權機関、第三章軍事制度、第四章經濟政策、第五章文化教育政策、第六章民族政策、第七章外交政策の七カ章六〇カ条からなる。

司法制度に関する条文は、次のとおりである。

「第一七条 人民を圧迫する国民党反動政府のすべての法律、法令および司法制度を廃止し、人民を保護する法律・法令を制定し、人民の司法制度を樹立する。」

「第一九条 県・市以上の各級人民政府内に人民監察機関を設け、各級国家機関および各種公務員がその職責を履行しているかどうかを監督するとともに、そのなかの法にそむき、職務上落ちのあった機関および公務員を弾劾する。人民および人民団体は、人民監察機関あるいは人民司法機関に対して、いかなる国家機関およびいかなる公務員の違法および職務上の手落ちについても告訴する権利を有する。」(前掲「新中国資料集成」二卷五九二頁上段参照)。

(二) 解放区における刑法思想

抗日戦争の終結後から建国前までの時期における「辺区」および新解放区における刑事政策の重点は、従来の中国における「政權」「族權」「神權」「夫權」を打倒する革命的政策的遂行を担保することに置かれた。特に「政權」打倒について最重点指向がなされたことはいうまでもないが、この面での刑事政策は、(1) 戦争犯罪人および漢奸の嚴重懲罰、(2) 土地改革の妨害・破壊者とくに反動的地主に対する嚴重懲罰、(3) 貪欲な行為や土地改革を妨害した黨員や機關職員に対する嚴重制裁であった。

国民党政權と地主体制を打倒し、中国共産党の政權を樹立するためには、これを妨害し破壊する者に対する徹底的弾圧を必要としたのである。しかしながら、この時期における土地改革は、土地私有の完全排除ではなく、土地均分を実施するにあつたから、土地改革に従順な地主・富農に対しては、寛大政策が実施された。また、一九四六年五月四日の中国共産党中央委員会が発した「土地問題に関する指示」は、急激な変革がもたらす弊害を避け、革命の遂行を容易にするため、「耕者有其田」を掲げ、中農の土地は侵さず、富農と地主を区別し富農に対しては減租に重点を置き、一般には寛大な政策を施行すべきものとした。

族權、神權を打倒する政策を直接あらわした法令、指令はみることができないが、夫權打倒の政策は、陝甘寧辺区の憲法原則および婚姻条例にみられる。これによって、女子の法律上および事実上の地位が、全く男子と同一にまでひき上げられた。

右のような刑事政策を必要としたところから、解放区において犯罪行為とされたものは、大まかに類別すれば次

のようになる。

(1) 戦争犯罪行為 中国解放区において「戦争罪犯」(戦争犯罪人)とされたものは、二大別される。その一つは、中日戦争における戦争犯罪人であり、その二は、内戦における戦争犯罪人である。

第一種の戦争犯罪人は、一九四五年九月一日付の解放日報社論によれば、「戦争法規と慣例に違反し、または人道に反した罪行、たとえば大量虐殺、俘虜虐待・殺害、奴隸的強制労働、人民に対する侮辱・強奪、私有および公共財産の破壊等の暴行者」であり、「その地位の高低にかかわらず、すべて刑法の制裁を受けなければならない」ものである。⁽⁹⁾ 憲兵、政治警察や警備隊の積極的勤務者もまた戦争犯罪人として取り扱われた。⁽¹⁰⁾

右により知られることは、戦争犯罪は、行為の面と行為者の面との両面から認定されるものであることである。すなわち、戦争犯罪行為は、「戦争の法規と慣例に違反し、かつ人道に反した行為」であり、例えば、「大量虐殺、俘虜虐待・殺害、奴隸的強制労働、人民に対する侮辱・強奪、私有および公共財産の破壊」等の行為が、これにあたとされている。⁽¹²⁾ 次に、右の行為が戦争犯罪とされるためには、その行為者が戦争の法規と慣例を遵守すべき法律上の地位を有する者、すなわち、軍務に従事する者であることを要するが、それには、軍部の走狗・人民鎮圧の手下人である「憲兵」、「政治警察および警備隊の積極分子」も含まれるとされている。⁽¹³⁾

次に、第二種の戦争犯罪人は、「中国人民解放軍総部」が、一九四八年一月一日付で公布した「懲辦戦争犯罪命令」(戦争犯罪人処罰令)によって、定義されている。⁽¹⁴⁾ それによれば、戦争犯罪人とは、「国民党将校および国民党の党部・政府の各級官吏であって、この命令(戦争犯罪人処罰令)に定める犯罪行為の一つを、その部下に命じて行な

させた者」および「右の犯罪行為の一つを、率先して行なった者」である。そして、右の戦争犯罪行為とされる行為の類型は、① 人民に対する「殺害」、「財産略奪」、「住居破壊・焼却」の行為、② 「毒ガスの使用」、③ 「捕虜の殺害」、④ 「武器・弾薬の破壊」、⑤ 「通信器材の破壊・電文文書の焼却」、⑥ 「食糧・被服・倉庫およびその他軍用器材の損壊」、⑦ 「市政・水道・電気設備・工場建築・各種機械の損壊」、⑧ 「海陸空の交通手段およびその設備の損壊」、⑨ 「銀行・金庫の損壊」、⑩ 「文化古蹟の損壊」、⑪ 「公共資材および建築物の損壊」、⑫ 「解放地区の人民・都市に対する空襲・爆撃」として規定された。

第一種の戦争犯罪の処罰は、全く事後懲罰のためのみ存在するが、第二種の戦争犯罪人処罰令の立法目的は、事前予防にあって、事後懲罰は、事前予防の効果を保証する補充的意味をもつものとみるべきものであろう。したがって、この戦争犯罪人処罰令も、その第三項において、「人民の生命・財産」および中国紅軍に属する「一切の戦利品および都市建造物を安全にし、あるいは破壊から免がれさせ」る等の行為を、贖罪立功の有効行為として評価し、恩賞授与の対象としている。

また、戦争犯罪人処罰令は、その後文において、「国民党反動派の党、政、軍の構成員に対するわが軍の政策は、『中心となって悪を働く者は必罰し、脅迫されて従った者は不問に付し、功績を立てた者は授賞する』にある」と規定している。⁽¹⁵⁾

右のような戦争犯罪人処罰に関する刑事政策は、戦争犯罪の本質から導き出されたものであることを示している。すなわち、戦争犯罪は、その企画者、命令者、実行行為の指揮者によって実現されるものであり、その部下として

実行行為に従事する者には、行動の自由がない場合が多く、また、脅迫されて従事する者が多いと思われる。したがって、戦争犯罪の命令者、指揮者とその部下とは区別するのが正しく、戦争犯罪の命令者、指揮者は敵であるが、その部下として強制下に従事した者を、ただそれだけの理由で敵視するものでないことを宣明したものと思われる。⁽¹⁶⁾法定の贖罪立功の者に至っては、もはや人民の敵として取り扱わなければならないから、犯罪人から除外されるのである。このような結論は、中国共産党の政策的立場から導き出されるのであって、ブルジョア刑法理論における「責任主義」、「期待可能性」を考慮するものではないと思われる。何故なれば、ブルジョア刑法における「責任主義」、「期待可能性」の理論は、犯罪行為者にそなわる主観的および客観的事情を刑事責任の根拠に置く刑法の立場からの理論であるからである。ここで問題とする「戦争犯罪」については、中華民国の刑法（国民党の刑法）の立場を考慮せよとの要求に外ならず、戦争犯罪人処罰の否定とならざるを得ず、それでは戦争犯罪人処罰を立法したことが無意味になるからである。

ところで、中国における戦争犯罪は、帝国主義的侵略または封建的ブルジョア独裁を排除するための戦争における「戦手法規と慣例に違反しての人道に反する行為」および中国共産党の領導する戦争手段の破壊、戦争維持手段（例えば、生産手段、交通手段、財政手段など）の妨害・損壊の行為がその主要なものであるが、それだけに止まるものでない。前記のように、戦争犯罪人処罰令が、「文化古蹟の損壊行為」、「すべての公共資材および建築物の損壊行為」、「既解放の人民・都市に対する空襲・爆撃」を、戦争犯罪に数えていることは、中国共産党およびその軍隊の価値観のあり方を物語るものとして、注目されてよいであろう。

戦争犯罪について刑罰は、特定されておらず、「刑法の制裁」または「法に従って処罰」もしくは「罪を問う」とあるに止まる。「刑法」または「法」そのものが、いわゆる罪刑法定主義の支配下に置かれず、中国共産党の領導下において民主集中制によってうち立てられる政策の範囲内のものであることからして、戦争犯罪の刑罰もまた、問罪時期における政策に基いて、具体的に決定されるものであろう。ただ、戦争犯罪は、敵対矛盾による犯罪であるから、その刑罰の性質もまた敵対性に基づく階級的抑圧としての懲罰であり、その方法も「強制の方法」である。それは、敵対階級であった者に対して行う強制労働と宣伝教育の方法をとる。⁽¹⁸⁾刑種としては、死刑、徒刑、禁錮および全財産没収が予定されていると思われ⁽¹⁹⁾る。

(1) 前掲七九頁以下の注(4) 陝甘寧辺区憲法原則、注(9) 晋察冀党政軍連合布告「保障土地改革命令」、注(11) 中共東北中央局「農民に告ぐる書」、注(13) 中共晋冀魯豫中央局「全党員に告ぐる書」、注(14) 任弼時「土地改革におけるいくつかの問題」、注(15) 毛沢東「晋綏幹部会議における講演」、注(17) 解放日報社論、注(18) 人民解放軍総司令部の戦犯処罰令を参照せよ。

(2) 前掲八〇頁注(6) 中共中央の「中国土地法大綱」参照。

(3) 前掲八二頁注(9)「保障土地改革命令」参照。

(4) 前掲八〇頁注(6) 参照。

(5) 前掲八一頁注(8) 参照。

(6) 一九四六年五月四日の中国共産党中央の「土地問題に関する指示」の第八項は次のようにいう。

「罪が大きく悪質な漢奸分子および人民の公敵で、現地の広範な人民大衆が死刑にすることを要求した場合には、民衆の要求に賛成しなければならず、法廷審判の判決をへて死刑に処するが、一般には寛大な政策を施行し、人を殺したり、なぐつ

たり、多くの人を捕えたりしてはならず、これによって反動派側の口実を減少し、大衆が孤立しないように、しなければならぬ。漢奸反対、清算は、必要なことではあるが、しかし、あまり広範にわたり、大衆に恐怖をひきおこし、反動派に攻撃の口実を与えてはいけない。」(日本国際問題研究所編「新中国資料集成」第一卷二四三頁上段による)。

なお、この問題は、右の指示のいうところによれば、山西・河北・山東・華中などの解放区におけるものである。

(7) 陝甘寧辺区憲法原則の「二 人民の権利」には、「(6) 婦人は男子と平等の権利を有するほか、婦人としての特殊利益を考慮せられるものとする。」と規定する。(前掲「新中国資料集成」一巻二三八頁)。

(8) 陝甘寧辺区婚姻条例は、婚姻条件として「男女婚姻の合意」と「一夫一婦制の実行」を掲げ、「強迫・請負・売買による結婚」を禁止している。また、婚約解消、離婚についての夫婦同権、離婚請求原因としての重婚、不貞行為、配偶者悪意遺棄、配偶者虐待、配偶者の生死不明三年以上、その他重大な事由を掲げていることは、従前の「夫権」もしくは「男権」に対する革命的規定であろう。

(9) 一九三二年四月一五日、中華ソビエト共和国臨時中央政府の対日戦争宣言が発せられている。この宣言は、三月一日の人民委員会第八回定例会議で正式に決定されたものである。この宣言発布決議は、中央政府中央執行委員会の批准を経て、四月一五日付で公表された『紅色中華』一八期一九三二年四月二一日刊、一頁)。それ以来、中国共産党政権は、終戦まで対日戦争を継続している。

(10) 前掲八七頁注(17)参照。

なお、戦争に関連して実行された反人道的行為を国際犯罪とする国際法が、戦後の二つの国際軍事裁判所条例によって認められたが、中国による戦争犯罪の認定基準も、ほぼこれと同一である。

(11) 右に同じ。

(12) ここに掲げる「戦争犯罪」は、極東国際軍事裁判所条例第五条C号の規定するところと関連すると思われる。同条例五

条C号は、「人道に対する罪。すなわち、戦前または戦時中に一般人民に対して行なわれた殺害、絶滅的大量殺人、奴隷的虐使、強制的移動、その他の非人道的行為、あるいは犯行地の国内法違反たる否とを問わず本裁判所の管轄に属する罪の遂行として、またはこれに関連して為された政治的または人種的理由に基づく迫害。」と規定している。

(13) 前掲八七頁注(17) 参照。

(14) 前掲八八頁注(18) 参照。

(15) 前掲「新中国資料集成」二卷三三四頁参照。

(16) 毛沢東選集(北京・外文出版社版)三卷三九三頁に「われわれは、アメリカ政府の援蔣反共政策に反対する。しかし、われわれは、第一に、アメリカ人民と彼らの政府とを区別し、第二に、アメリカ政府内の政策決定者と下部の一般職員とを区別するものである。」(北京・人民出版社版「毛沢東選集」三卷一〇〇二頁)とあるが、この考え方が、戦犯処罰令にもあらわれている。

(17) 毛沢東「人民民主独裁を論ず」(一九四九年七月一日付人民日報)において、次のようにいう。

「軍隊、警察、法廷などの国家機構は、階級が階級を抑圧する道具である。敵対階級に対しては、それは抑圧の道具であり、暴力であって、けっして『仁慈』などというものではない。……反動派や反動階級の反動行為に対しては、われわれは、けっして仁政をほどこしはしない。われわれは、人民の内部に仁政をしただけで、人民の外部の反動派や反動階級の反動行為に仁政をほどこすものではない。」

(18) 毛沢東選集四卷五五一頁参照。

(19) 毛沢東選集四卷五五一頁「人民民主独裁」中において、「人民が法を犯かせば、やはり処罰され、牢屋にいれられるし、死刑になることもある……」とあることから、推測することができる。なお、中国土地法大綱一〇条は、内戦戦犯の本人は、「地・財産の分配を受けることができない」と規定する。前掲八〇頁注(6) 参照。

(2) 反革命行為 この時期における反革命行為は、人民民主主義革命を妨害・破壊する可能性をもつと認定される行為をいうものと思われる。何故なれば、一九四九年九月二七日公布された「中国人民政治協商會議組織法」が、中国人民政治協商會議を、全中国の人民民主統一戦線の組織であると規定し、その目的を「労働者階級が指導し、労働同盟を基礎とする人民民主独裁の」中華人民共和国の樹立に置き、その路線を「新民主主義の実行」、「帝國主義・封建主義・官僚資本主義に対する反対」、「国民党の反動支配打倒」、「反革命殘存勢力肅清」、「人民の經濟・文化教育事業の復興・發展」、「国防強化」等に指向していることから考えて、この時期における反革命行為の限界を知り得るであろうからである。

この時期の反革命行為を、類型的に例示した法令に、一九四九年四月二五日付の「中国人民解放軍布告」がある。この布告は、可罰的反革命行為を、四種に大別し、(1) 反革命分子、または破壊活動分子の乗機攪乱・略奪行為、(2) 官僚資本企業の勤務者による人民政府が接収・管理すべき資産・機械・図表・帳簿・書類などに対する保護怠慢・破壊行為、(3) 敗殘兵・浮浪兵の人民政府への出頭拒否・武器隠匿、または敗殘兵・浮浪兵の庇護・不申告、(4) 外国居留民による人民解放軍と人民政府の法令違反、諜報活動、中国民族の独立と人民解放事業に対する反対、戦争犯罪人・反革命分子、その他の犯罪人の庇護行為、としている。

中国における一定時期の反革命行為が、前述のように規定されたことは、革命もまた政治の目的ではなく一手段にすぎないもので、中国共産党の政策の範囲内の問題であるという革命の本質を示すものである。また他の観点からすれば、革命の本質は、その指導階級の願望だけでは決定されず、客観世界の現実の事情が強く反映するも

のであり、またそうあらねばならないものであることを物語るものであろう。

建国直前の数年間における中国革命の当面の本質を、全中国の人民民主統一戦線の形成にあるとする以上、これを妨害し、破壊するすべての行為が「反革命」として規定されることは必然のことである。しかし、この意味の反革命は、この時期に特有のものであり、その後の革命の本質の変化に伴って、反革命の本質もまた、変動を続けていくことになることは、いうまでもない歴史的事実である。

反革命行為に対する刑罰は、重大犯人は死刑、⁽⁵⁾軽犯人は拘禁および財産没収。⁽⁶⁾ここにいう重大犯人は、積極的にかつ深く人民民主主義革命に反対する者、土地改革作業を破壊する者をいう。⁽⁷⁾

(1) 人民民主独裁の国家・社会・経済機構の樹立を目ざす革命をいうが、中国人民政治協商会議組織法では、「新民主主義」という用語があてられている。

(2) 中国人民政治協商会議組織法第一条（一九四九年九月三〇日付人民日报・前掲「新中国資料集成」二巻五八一頁参照）。

(3) 前掲八八頁注（19）「中国人民解放軍布告」参照。

(4) 毛沢東「人民民主独裁を論ず」（人民日报一九四九年七月一日）は、中国共産党二八周年を記念して発表されたものである。この論文において、人民民主独裁とは、「反動派の発言権をうばい、人民にだけ発言権を与えることである。」とし、次のように述べている。

「人民とは何か。中国では、そして現段階では、労働者階級、農民階級、小ブルジョアジーおよび民族ブルジョアジーである。これらの階級が労働者階級と共産党の指導の下に、団結し、自分たちの国家をつくり、自分たちの政府を選び、帝国主義の手先すなわち地主階級と官僚ブルジョアジーおよびこれらの階級を代表する国民党反動派とその共犯者たちに対して独裁を行ない、専制を行ない、これらの連中を抑圧し、彼らに神妙にふるまうことだけを許し、かつてな言動にでることを許

さないのである。かつてな言動にれば、直ちにとりしまり、制裁をくわえる。しかし、人民の内部では、民主制度を実施し、人民は言論・集会・結社などの自由の権利をもつ。選挙権は人民にだけ与え、反動派には与えない。この二つの面、すなわち、人民内部の民主主義の面と反動派に対する独裁の面とが互いに結びついたものが人民民主独裁である。」

「われわれの現在の任務は、人民の国家機関、それは主として人民の軍隊、人民の警察、人民の法廷のことであるが、これを強めることによって、国防をかため、人民の利益をまもることである。……軍隊・警察・法廷などの国家機関は、階級が階級を抑圧する道具である。敵対階級に対しては、それは抑圧の道具であり、暴力であって、けっして『仁慈』などというものではない。……人民の国家は、人民を保護するものである。人民の国家があつてこそ、人民は、全国的な範囲で、また全体的な規模で、民主的な方法によって、自己を教育し、自己を改造し、それによって、内外反動派の影響から脱出し、旧社会で身につけた自己の悪い習慣や悪い思想を改造し、……社会主義社会と共産主義社会に向つて發展し、階級を消滅し、大同に進むという歴史的任務を完成することが可能になる。われわれがこの面で用いる方法は、民主的な方法すなわち説得の方法であつて、強制の方法ではない。人民が法を犯せば、やはり処罰をうけ、牢屋にいられることもあれば、死刑になることもある。しかし、これは幾つかの個々の場合であつて、反動階級に対する階級としての独裁とは、原則的に異なっている。

反動階級や反動派の者に対しては、彼らの権力がくつがえされた後、彼らが謀反をおこしたり、破壊行為にでたり、攪乱行為にでたりしない限り、仕事を与えて、生きていけるようにし、労働のなかで自己を改造し、新しい人間に生まれかわらせる。彼らが労働しながらなければ、人民の国家は、彼らに労働を強制する。」(前掲「新中国資料集成」二卷五二六―五二八頁参照。)

(5) 毛沢東主席「晋綏幹部会議における講演」前掲「新中国資料集成」二卷九六頁下段参照。

(6) 直接にこれを規定したものは見当たらないが、中国土地法大綱一〇条によれば、「漢奸・売国奴および内戦戦犯の本人は土

地・財産の分配を受けることができない」と規定することから、目的解釈することができる。

(7) 前掲注(5) 参照。

(3) 土地改革を妨害または破壊する行為 一九四七年一〇月一〇日公布の「中国土地法大綱」は、辺区および抗日戦後の解放区の全域にその地区の大地法として採択され実施された。そして、その実施の完遂を保障するため、「土地法」に違反する行為および「土地法」を破壊する行為は、すべて犯罪として処罰の対象とされた。⁽¹⁾ 「土地法」は、「封建的、半封建的搾取の土地制度を廃止し、耕者有其田の土地制度を実施する」ことを目的とするものである。この法によって、すべての地主、ならびに社祠、廟堂、寺院、学校、機関、団体の土地所有権は、廃止され⁽²⁾、かつ、すべての郷村における土地制度改革以前の債務は、廃棄された。⁽⁵⁾ 大森林、大水利施設、大鉱山、大牧場、大荒蕪地および湖沼等は、政府の管理下に置かれるが、⁽⁶⁾ その他の郷村のあらゆる土地および公有地は、郷村農民組合に接収し、同一郷村内の他のすべての土地とともに、老幼男女を問わず、郷村の全人口にに応じて統一的に均分し、かつ土地の量と質において平等になるよう調整をとった後、郷村の全人民に同等の土地を獲得させ、それを各人の所有に帰せしめた。⁽⁷⁾ また、地主の家畜、農具、家屋、食糧およびその他の財産は、郷村、農民組合が接収し、かつ富農の上記の家畜等の財産のうち的一般農民への分配量を越える余剰部分も、郷村農民組合が徴収して、これらの財産が欠乏する農民およびその他の貧困な人民に分配し、地主にも同量を分配するものとした。そして、各人に分配された財産は本人の所有とされ、全村人民に平等に適当な生産手段および生活手段を獲得させた。⁽⁸⁾

右のような土地改革の実施を妨害する行為、例示すれば、土地の接収、登記、整理、保管、分配にあたって不正行為をしたり、公正な分配を妨害する目的での家畜屠殺、樹木伐採、農具・水利施設・建築物・農作物またはその他の物品の破壊をしたり、これらの物品を窃取、横領、密贈与、隠匿、埋蔵、分散、販売をする等の行為は、中国土地法大綱に違反する罪⁽¹⁰⁾もしくは土地改革妨害破壊罪として、人民法廷の裁判および処分を受けるものとされた⁽¹²⁾。しかしながら、中国土地法大綱には、刑罰の種類および程度についての規定はない。それ故、各辺区または解放区では、「土地改革保障令」⁽¹³⁾もしくは「土地法大綱実施補充規則」などの補充的刑罰法令を公布して、この問題の解決をはかっている。

晋察冀辺区では、党政軍連合布告「土地改革保障令」を公布し、土地改革の実施を妨害する行為類型とこれに対応する処罰について次のものを掲げている。

(イ) 解放農民の民主的権利を侵犯する行為　この行為の主体は、すべての機関、個人（とくに地主、富農）である。この行為は、土地法違反、農民運動に対する抵抗、農民大会、農民代表者会議、貧農委員会等の新農民団体や解放された農民のいづれかの民主的権利の侵犯を内容とする。

この行為に対する刑罰は、「嚴重な制裁」である。一九四六年五月四日中国共産党中央委員会の「土地問題に関する指示」によれば、「罪が大きく悪質な漢奸分子および人民の公敵で、現地の広範な人民大衆が死刑にすることを要求した場合には、民衆の要求に賛成しなければならず、法廷審判の判決をへて死刑に処するが、一般には寛大な政策を施行し、人を殺したり、なぐったり、多くの人を捉えたりしてはならず」と、指示されている⁽¹⁴⁾。したがって、

「嚴重な制裁」は、死刑もしくは懲罰としての拘禁を意味すると思われる。ただし、死刑は、大衆の要求があることを条件とする。

(ロ) 土地改革の汚職的妨害破壊行為　この行為の主体は、中国共産黨員、辺区政府職員、鄉村政府職員、鄉村農民組合職員、軍区幹部ならびにすべての武装部隊の幹部および隊員など、土地改革に参加する黨員、職員および土地改革の防衛任務を有する武装部隊勤務者である。この行為は、「土地改革の成果の横取り」、「地主、富農を庇護する行為」、「不正を貪り私利を追う汚職行為」、「命令に従うとみせて裏で違反する脱法行為」など、土地改革の職権乱用的な妨害、破壊行為である。

この行為に対する処罰は、党規による微戒処分と「法律による制裁」の併科である。ここにいう「法律による制裁」は、土地法に基く「人民法廷の裁判および処分」をいうのか、晋察冀辺区の汚職処罰条例⁽¹⁵⁾(一九四四年四月三日公布の「修正懲治貪汚条例による処罰」)をする意味なのか明確でないが、いわゆる土地問題に関する五・四指示⁽¹⁶⁾は土地問題の解決が「大衆みずからの手によって」なされるように指導すべきことを指示していることから考えて、刑罰の種類、程度は汚職処罰条例によるとしても、「人民法廷による裁判と処分」に重点を置いているものと思われる。このことは、中国土地法大綱第一三条をうけて立法されたと思われる「土地改革保障令」の(5)号において明らかにされ、「土地改革および農民の利益に違反するすべての事件は、その事情の軽重に依じて、大衆大会において直接処理するか、あるいは人民法廷もしくは軍事法廷に送付して裁判すべきである⁽¹⁷⁾」⁽¹⁷⁾としている。

(イ) 武装部隊員による農民闘争の妨害・破壊行為　この行為は、武装威力を用いて地主・富農を庇護すること

により成立する。⁽¹⁸⁾ その本質は、農民闘争の妨害・破壊であるが、土地改革に対する武装抵抗という反革命的行為にまでは至らないものである。この行為の主体は、武装部隊員の武装者である。武装部隊は、軍、警、民兵その他すべての武装部隊が含まれる。この行為に対する処罰は、「軍紀による制裁」と「法律による制裁」との併科である。

(二) 土地改革に対する反革命的行為　ここにいう反革命的行為は、すべての土地改革に対する武装抵抗、および土地改革と農民の団結を破壊する行為をいう。この行為の主体は、土地改革を否定する地主階級およびその政治権力に属する者である。その行為の形態は、武装力による抵抗その他の物的、言動による破壊活動である。この行為に対する処分は、「鎮庄」「一掃」であると規定される。この処分は、刑事処分の範囲外のもので、武力による現場処分を意味するであろう。

次に、東北解放区では、東北行政委員会が一九四七年二月一日付で、「東北解放区土地法大綱施行補充規則⁽¹⁹⁾」を公布し、東北解放区の各級政府に対しこれを遵守するよう指令した。この規則の前文において、「各級政府に必ず土地改革法令の貫徹を保証し、いかなる抵抗や破壊行為も嚴重に制裁して、あらゆる軍民に違反を許さず、違反するものを厳罰に処する責任を負わせるものである」と規定する。そして、土地法大綱第一三条が土地改革の実施を定めたところに違反し、土地改革作業を破壊するすべての犯罪行為に対して、人民法廷による裁判および処分がなされる旨を規定しているのを補足して、死刑の最終的批准権について規定している。それによれば、死刑の最終的批准権は、基本解放区における大衆闘争の対象となる「悪霸、漢奸、地主、富農、警察、土匪」に対する死刑については、県以上の政府にある。また「幹部および政治事件に関する者」例えば「秘密破壊分子」「国民党特務機関等」

に対する死刑については、省以上の政府に批准権がある。しかし、新たに回復した地区における大衆闘争対象者の死刑については、県級に相当する「工作団」に批准権が付与されている。また、幹部および政事件関係者の死刑については、県級より一級上の「工作団」に批准権があるものとされている。⁽²⁰⁾

このような死刑批准制度は、一方において、土地改革が大衆闘争路線を以て実施されたことから、闘争の対象者に対して死刑が採用されることが多く、死刑にするに当たらない者まで死刑になることがあり、農村に無用の不安と混乱を生じたことを示すものであろう。そして、他方において、このことは、死刑の執行を慎重にする政策をとる必要性が生じたことを物語る。⁽²¹⁾⁽²²⁾

- (1) 中国土地法大綱一三条(前掲「新中国資料集成」一卷五一九頁)参照。
- (2) 中国土地法大綱一条(前掲「新中国資料集成」一卷五一七頁)参照。
- (3) 地主の土地所有権の廃止については、中国土地法大綱二条。
- (4) 社祠等の土地所有権の廃止については、中国土地法大綱三条。
- (5) 中国土地法大綱四条(前掲「新中国資料集成」一卷五一七頁)参照。
- (6) 中国土地法大綱九条(回号)(前掲「新中国資料集成」一卷五一八頁)。
- (7) 中国土地法大綱六条(前掲「新中国資料集成」一卷五一七頁)。
- (8) 中国土地法大綱八条(前掲「新中国資料集成」一卷五一八頁)。
- (9) 中国土地法大綱一四条(前掲「新中国資料集成」一卷五一九頁)参照。
- (10) 中国土地法大綱一三条参照。
- (11) 同右一四条参照。

- (12) 同右一三条、一四条参照。
- (13) 前掲八二頁注(9)参照。
- (14) 前掲「新中国資料集成」一卷二四三頁。
- (15) 晋察冀辺区では、一九四二年一月一日付「懲治貪汚条例(汚職処罰条例)を公布したが、一九四四年に至って四月三日付で汚職処罰条例を改正し「修正懲治貪汚条例」を公布している(向山寛夫「中華人民共和国の刑事法」一六一―一七頁による)。
- (16) 一九四六年五月四日になされた中共中央の「土地問題に関する指示」をいう。
- (17) 晋察冀党政軍連合布告「保障土地改革命令」(5)号(前掲「新中国資料集成」一卷五四五頁下段)参照。なお、中国土地法大綱第一三条については、後記一一五頁注(6)を参照。
- (18) 同右布告(3)号(前掲八二頁注(9))参照。
- (19) 原名は、「東北解放区実行土地大綱補充辦法」である。「辦法」は「しかた」「方法」の意味であるので、「規則」と訳した。前掲「新中国資料集成」一卷五四九頁は「土地法大綱東北解放区実施補充辦法」と訳しているが、恐らくは正確な訳語ではないであろう。
- (20) 前掲「新中国資料集成」一卷五五一頁―五五二頁による。
- (21) 前掲八五頁注(14)参照。
- (22) 前掲八六頁注(15)参照。

(4) 党員、機関幹部職員の職権乱用行為 この種の犯罪行為は、土地法大綱の公布後の土地改革過程において発生した。土地改革は大衆闘争路線によって強行されていたが、これを指導したのは、郷村に在住の中国共産党

員であり、改革作業を推進したのは、郷村の政府機関、農民組合等の機関であった。党员および幹部職員の中には、「階級的異分子」、「腐敗分子」が混入して⁽¹⁾おり、これらの党员、幹部職員が、反人民の小集団になり、職権、地位を乱用して不正を働き、貧農、雇農と対立し、人民と敵対する事態を生じた。⁽²⁾この事態に対応するため、一九四七年一月一日付で晋綏辺区農民組合臨時委員会が發布した「農民に告ぐる書」は、「徹底的に民主性を發揮し、あらゆる組織および幹部を審査する権利を有しなければならない」とし、敵性人間の大衆による処罰、幹部に対する大衆による監督、批判、処罰、表彰、教育を宣言している。⁽³⁾また、一九四八年一月一日付の中国共産党晋冀魯豫中央局「全党員に告げる書」は、全党員に対する一〇項目の行動指針を示し、これに違反する者は、党の厳しい制裁を受け、人民の裁判を受けなければならないと宣言した。⁽⁴⁾

右の「全党員に告げる書」は、党员犯罪の限界を示すものであると思われるので、以下にこれについて記述するであろう。一〇項目の行動指針違反というのは、次のものをいう。⁽⁵⁾

- (イ) 土地法大綱に違反する言論・行動をすること。
- (ロ) 党の決議と政策に違反・反抗し、党からの独立性を唱へること。
- (ハ) 貧農団、農民組合、農民代表大会の決議に違反・反抗し、大衆からの独立性を唱へること。
- (ニ) 土地・財産の均分に当り、多く取得したり独占したりすること。
- (ホ) 党员、その縁者、軍幹部、戦死者遺族の非行・犯罪を庇護すること。
- (ヘ) 土地闘争の成果、公共財産の破壊・浪費行為。
- (ト) 農民内部の紛争挑発、派閥争いに加担すること。
- (チ) 大衆路線を歩まず消極、放任、強制、命令、または代理、請負等をする事。
- (リ) 土地法大綱を宣傳せず、自由主義的態度をとること。
- (ヌ) 虚偽報告、虚偽指示、面従腹背の態度をとること。

右のような土地改革過程において多発した党員、機関幹部職員の職権・地位乱用の非行に対しては、大衆闘争路線に基づく「人民の裁判」による処罰がなされた。⁽⁶⁾

しかるに、一九四八年八月一〇日の華北臨時人民代表大会の決議に基いて「華北人民政府組織大綱」が制定され、辺区制度が廃止されて後は、各級の行政・司法・公営企業の職員の違法な職務違反、汚職、浪費およびその他政府にそむき、人民の利益を侵害する行為の検査、檢舉権、および処分決議権は、華北人民監察院の所掌となった。⁽⁷⁾

党員が党中央および上級の決議を実行せず、党章、党の紀律に違反したときは、各級の党組織による処分がなされる。党員個人に対する処分には、本人に対する直接の勧告または警告、公開の席上における勧告または警告、工作の停止、留党監視、党籍剝奪が規定されている。⁽⁸⁾そして、党員の犯罪に対しては、右の党組織による処分とともに、人民の裁判を以て刑罰が科せられるのである。

(1) 一九四七年一〇月一五日の晋綏辺区農民組合臨時委員会「農民に告ぐる書」(「中国共産党与土地革命」一九二九頁)

は「徹底的に民主性を發揮し、かつあらゆる組織および幹部を審査する権利を有すべきである」とし、敵性人間の大衆による処罰、幹部に対する大衆による監督・批判・処罰・表彰・教育について、次のように提唱している。

「(1) 党・政・軍・民およびその他のあらゆる機関にはいづれも少数の階級的異分子……が混入してきており、……共産党は……これらの腐敗分子を一掃しつつあり、大衆は思うようにこれと闘い、思うようにこれを処罰してよいのである。これらの人間は、……幹部の問題として処理することはできず、大衆の意見に従って処理すべきである。……もしも反抗をあえてするならば、断固として嚴重にこらしめてやるべきである。」

「(2) 幹部とは、それぞれ階級出身は異なるとはいえ、すべて封建制の一掃と農民の解放に賛成するものことである。こ

れら幹部は……二つの部分に分けることができる。一方は立派な人々であり、他方は、誤謬を犯したところのある人々である。誤謬を犯したところのある幹部についても……その事情を二つに分けることができる。その一つは、彼らのうちの多くのものが上級の政策の誤りのために、そして彼らがその任務を完成せんとして無自覚的に誤謬を犯したものであり、かつ誤謬は、主として上級が責任を負うべきものである。もう一つの誤謬、さらには犯罪にまでも発展した行為は、彼らの個人的な打算によって誤謬が犯され、さらには罪をさへ犯すにいたったものである。しかしそのうちの大多数はやはり是正しうるものである。以上の人々は村級から辺区級の幹部にいたるまでのいずれの幹部たるを問わず、すべてわれわれがこれを監督・審査・批判・処罰・表彰・教育する権利をもっていることを、共産党毛主席は誤めたのである。……退役軍人および民兵についても、大衆がこれを審査・処理・管理することができ、……退役軍人を詐称する者もまた大衆によって懲罰されるべきである。……幹部の良不良は、農民大衆に関係することがあるから、政府のものによって決められるべきではなくて、大衆によって決められるべきである。……幹部をかばい、大衆による幹部批判・処罰に反対し、圧迫・報復の手段をとる者は摘発して重い処分を加えるべきである。」

〔3〕各幹部はいずれも土地改革を通じて点検されなければならない。……地主との闘争の過程において、その闘争を自己の掌中に握り、そこでまちがったたくらみをし、地主を庇護するものや、闘争の果実を私しようとするものは、すべて……大衆によって処理されるであろう。〔前掲「新中国資料集成」一巻五二〇頁以下参照〕。

(2) 前掲八四頁注(13) 中国共産党晋冀魯豫中央局「全党員に告げる書」参照。

(3) 前掲注(1) 参照。

(4) 前掲八四頁(13) 参照。

(5) 前掲注(4) 参照。

(6) 一九四七年一月一日の晋察冀辺区農民組合臨時代表者會議「農民に告ぐる書」〔羣衆〕第二巻一期八一頁〕は、

中国土地法大綱の内容を農民にわかりやすく解説し、農民のあるべき態度を訴えたものであるが、その中で司法制度について、次のように述べている。

「われわれは、また、代表を選挙して人民法廷に参加させ、土地改革を破壊したり、われわれの民主的権利を侵害したりする悪い奴らを裁くこともしなければならぬ。」(前掲「新中国資料集成」一卷五四三頁参照)。

なお、前掲注(1)、前掲八四頁注(13)参照。

(7) 華北人民政府組織大綱一一條。前掲八六頁注(16)参照。

(8) 一九四五年六月制定の「中国共産党党章」第六四條(2)。

右に述べてきたように、この時期の中国解放区における最も特徴的な犯罪は、戦争犯罪、反革命犯罪、土地改革妨害犯罪、職権濫用・汚職・浪費犯罪であった。これらは、中国の労働革命の障害となる四大反動であった。抗日統一戦線時期においても、抽象的には、やはり右の四大犯罪が問題とされたとは思われるが、その時期と、その後の時期とは、これらの犯罪を構成する要件が本質的に異なる。抗日統一戦線時期には、国民党政権との合作による辺区政治であったために、労働革命は後退し、いわゆる「五・四時期」以来の孔孟の道に対する批判も影をひそめ、土地改革も中止されていた。⁽³⁾したがって、ブルジョア刑法思想を払拭することもなく、革命的刑法思想は表面化していなかった。ところが、抗日戦争の終了とともに、国共合作が崩壊し、解放区における価値観、道義観の百八百度転換が行なわれ、封建的土地制度改革の政策が強行されるに従って、人民の革命的刑法思想が表面化していった。儒教的道德の權威は、マルクス・レーニン主義の主張と「人民に奉仕する」⁽⁴⁾の精神の前に影をひそめ、儒教

的道德とブルジョア階級の利益の保護を基本とする犯罪観は否定され、革命政策に違反する行為および一般民衆を
压迫する行為を犯罪とする刑法思想が確立されていた。⁽⁵⁾⁽⁶⁾

(1) 史衆「五四時期における批判闘争の歴史的経験」紅旗一九七四年五号五頁以下・北京周报一九七四年二二号一三頁以下
によれば、「一九一九年五月四日、北京の愛国的学生たちは、天安門のままで大規模な集会を開き、デモをおこなって、……
帝國主義と売国政府を打倒することを要求した。」この運動は全国に波及し、全国的な革命運動に発展した。「五・四運動
のなかでは、批孔闘争がすさまじい勢でくりひろげられ、『孔家店打倒』という革命的スローガンが力強く打ち出された。…
…『孔家店』のまやかしの仁義道德を鋭くあばき出し、人食いの礼教と『三綱五常』に猛攻撃をあげた。」

プロレタリア階級が政治の舞台へあがると、文化・思想戦線で真先に孔孟の道にはげしい衝撃をあたえたことを説明して、
史衆の前記論文は、次のように述べる。

「孔孟の道は、当初から、復活、後退の思想体系として、歴史の流れの対立面に立ってきた。後には、すべての反動的な、
没落支配階級がそれを反動支配を維持し、または復活させる思想的、理論的武器として用いた。孔孟の道は、革命を求め、
前進を求める人民大衆にとって最大の精神的カセとなったのである。」毛主席は、『五・四』の時期に、『孔家店』というこの
旧八股、旧教条を打倒することの大きな意義を高く評価して、『五・四』の時期に、旧八股、旧教条主義に反対せよというなら、
中国人民の思想は、旧八股、旧教条主義の束縛から解放されず、中国には、自由独立の希望もありえなかつたであろう」と
指摘した。……孔孟の道は、人びとに、抑圧には道理があり、搾取には道理があるが、造反には道理がないということ、被
抑圧人民は『おとなしく紀律に従う』ことしか許されず、革命に立ちあがるのは許されないということ、無理矢理に信じ
込ませようとする。五・四運動における『孔家店打倒』の闘争は、この思想的しがらみを断ち切り、反動派に対する『造
反には道理がない』という古くさい言い草をくつがえし、人びとが旧世界に反抗し、旧世界と闘うよう促し、それによって
徹底した反帝・反封建革命闘争の勝利の展望をきりひらいたのである。」

(2) 一九三九年五月一日の中共中央宣伝部の「国民精神総動員のスローガン」(「解放」第七一期一九三九年五月一日刊四頁)は、「国家に忠を尽くし、民族に孝を尽くし、仁によって同胞を保護し、義によって無頼の徒を制裁しよう。」というスローガンを掲げている。また、一九三九年七月八日に延安・マルクス・レーニン学院での劉少奇の講演「共産党員の修養を論ず」においても、孔孟をもち上げて引用している。

(3) 前掲六四頁注(1)参照。一九三七年二月一〇日の中国共産党が国民党に宛てた「四項目保証条件」の中で、「地主の土地没収政策の停止」を掲げている。

(4) 一九四四年九月八日毛沢東が中国共産党中央直屬機関の開催した「張思徳」を追悼する集会で行った講演である。本誌三巻一号一〇頁以下参照。

(5) 史衆『五・四』時期における批孔闘争の歴史的経験「紅旗一九七四年五号七頁・北京周報一九七四年二一号一五頁は、次のようにいう。「以前、孔子の尊厳は犯すべからざるものであり、孔子の学説は、天地の公理であった。また、旧礼教、旧道徳に疑いをいだくことは許されず、『非聖非経』は最大の犯罪であった。『孔家店打倒』の闘争は、『孔家店』に対する人々の盲信を大いに打ち破り、真理を追求する広範な青年の熱情をさかんに鼓舞して、かれらが革命の思想的武器を求めるのを促した。」

(6) 一九四六年八月、晋冀魯豫辺区政府楊秀峰主席「最近一年間の辺区の平和建設」は、次のように述べている。
「昔から反動勢力の法律はすべて一般民衆を圧迫するかせであった。しかし今日の民主政府の法律は、一般民衆がそれによって反動勢力を鎮圧し、社会の治安を維持し、人民の生産を保護する有力な武器である。」

(三) 解放区における司法機関と司法手続 解放区のうち抗日統一戦線時期に成立した辺区においては、それぞれの辺区の事情に応じて司法機関が設置されていたが、その基本形式は、⁽¹⁾ 辺区政府主席団の統轄下に「辺区高等法

院」、各県に「県司法処」が設置されていた。内戦開始後は、人民の政權管理機關として、辺区、県および郷の「人民代表會議」が設置され、その下に辺区の各級司法機關および公安機關が所屬させられ、各級司法機關の獨立職權行使と不干渉權とが規定されている。そして、その運用にあたっては、「民主政府の法律は、一般民衆がそれによって反動勢力を鎮圧し、社会の治安を維持し、人民の生産を保護する有力な武器である」という考え方を基礎としていた。

抗日統一戦線解消後の解放区においては、すべての犯罪闘争において、大衆闘争路線政策を以て、その処理がなされた。特に土地法大綱の施行が一般的にいづれの解放区にも受け入れられたので、解放区の裁判および処分は、人民法廷を組織して実施された。このことは、辺区の土地改革に関連するすべての犯罪の裁判および処分についても同様で、大衆闘争路線の司法手段である「人民法廷」による裁判と処分を実施するものとされていた。

人民法廷は、農民大会および農民代表者會議により選挙された者、および政府から派遣された者を以て構成するものと規定されている。

「人民法廷」は、「法院」（裁判所）や「県司法処」のような常設の司法機關とは異なり、犯人を裁判し処分することを任務とする臨時の司法員の組織体であり、固有の施設を有することは成立要件でないとされる。

大衆闘争路線の司法政策として、人民法廷の組織を以てする裁判と処罰は、いわゆる人民裁判と呼ばれている司法手続であるが、この司法方式は、建国前の解放区における司法の特色であった。

人民法廷の組織は、東北解放区土地法大綱施行補充規則によれば、区・村の両級があり、その組織および施行細

則は、東北行政委員会が制定するものとしている。⁽¹¹⁾また、晋冀魯予辺区政府「中国土地法大綱施行補充規則」によれば、各級人民法廷の組織条例は、晋冀魯予辺区人民大表者大会が制定するものとしている。⁽¹²⁾各級人民法廷とは、県・区・村の各級人民法廷を意味すると思われる。

一九四八年八月一〇日には、「華北人民政府組織大綱」が制定され、⁽¹³⁾政府に治安・司法関係の機構として、公安部、司法部、華北人民法院および華北人民監察院が設置せられた。⁽¹⁴⁾

公安部または司法部は、公安または司法の方針、計画等に関する事項を掌る機関であり、華北人民法院は、華北区の司法最終裁判機関である。しかし、重大案件の判決についての再審理機関は、司法部であった。⁽¹⁵⁾

華北人民監察院は、行政監察機関であつて人民監察委員会を置き、院長および華北人民政府委員の任命する人民監察委員五名ないし九名で組織するものとされた。⁽¹⁶⁾その任務は、各級行政職員、司法職員、公営企業職員の違法な職務違反、汚職浪費およびその他政府にそむき、人民の利益を侵害する行為を検査・検挙し、かつその処分を決議するにあつた。⁽¹⁷⁾さらにまた、前記の職員に対する人民の告訴の受理もその所掌であつた。⁽¹⁸⁾

人民監察院の職員は、職権行使のため関係機関に対して調査を実施する権限を有する。各該当関係機関には検査を拒む権限はなく、必要な材料を提供する義務を負うものとされた。⁽¹⁹⁾

解放区における司法機関および公安機関の具体的な組織・名称については、上述したところの外、資料不足のため、その實際を確かめることができないが、陝甘寧辺区憲法原則によれば、⁽²⁰⁾逮捕、尋問等を行なう権限は、司法機関および公安機関に限って行使することが許容されていた。⁽²¹⁾

(1) 前掲七二頁以下、「辺区における司法機関と司法手続」参照。

(2) 前掲七八頁注(3)「陝甘寧辺区憲法原則」一 政権・(1)参照。

(3) 前掲七九頁注(4)「陝甘寧辺区憲法原則」三 司法・(2)参照。

(4) 同右「三 司法・(3)」参照。

(5) 一九四六年八月、晋冀魯豫辺区政府主席楊秀峰「最近一年間の辺区の平和建設」に述べられた言葉である。

(6) 一九四七年一月一日公布の「中国土地法大綱」には、その一三条から一五三条まで、土地改革の実施の完遂を保障するため、この法の違反者・破壊者に対する刑罰法および司法手続を規定している。次のとおりである。

第一三条 土地改革の実施を完遂するため、本法に違反しあるいは本法を破壊するすべての犯罪にたいしては、人民法廷が組織され裁判および処分が行なわれるものとする。人民法廷は、農民大会および農民代表者会議により選挙された人員、または政府により派遣された人員をもって構成する。

第一四條 土地制度改革の期間中においては、土地改革の秩序保持および人民の財産保護のため、郷村農民大会またはその委員会の指定する人員によって、一定の手続を経て、所有権の移動する一切の土地および財産を責任を持って接收、登記、整理、保管し、破壊、損失、浪費、汚職を防止するために必要な措置がとられねばならない。農民組合は、いかなるものに対しても、公正な分配を妨害する目的でみだりに家畜を屠殺し、樹木を伐採すること、農具・水利施設・建築物・農作物またはその他の物品を破壊すること、およびこれらの物品を窃取し、横領し、ひそかに贈与し、隠匿し、埋蔵し、分散し、販売することを禁止せねばならない。違反者は、人民法廷の裁判および処分を受けるものとする。

第一五條 土地改革における一切の措置が絶対多数の人民の利益と意志に合致することを保障するため、政府は人民の民主的権利を忠実に保障し、農民およびその代表が各種の会議において各分野、各級のあらゆる幹部を自由に批判し弾劾する完全な権利を持つこと、各種の相当な会議において政府および農民団体の一切の幹部を自由に更迭および選挙する完全な

権利を持つことを責任を持って保障する。以上の人民の民主的権利を侵犯するものは、人民法廷の裁判と処分を受けるものとする。」

- (7) 東北解放区土地法大綱施行補充規則(12) 大綱第一三条の補足(前掲「新中国資料集成」五五一頁下段) 参照。後記注(11) 参照。

- (8) 中国土地法大綱一三条。晋察冀党政軍連合布告(一九四七年一月二七日) および晋冀魯予辺区政府「中国土地法大綱施行補充規則」(一九四八年一月) は、中国土地法大綱を辺区の土地法とする旨を規定している。前掲八二頁注(9) 八三頁注(10) 参照。

- (9) 中国土地法大綱一三条参照。前掲一一五頁注(6) 参照。

- (10) 郷村における人民法廷による裁判は、大衆闘争方式を用いるに便利な広場を使用して行なわれることが多かった。

- (11) 東北解放区実行土地法大綱補充辦法(12) 大綱第一三条の補足」には、「区・村兩級には人民法廷を組織するものとする。その組織施行細則は、東北行政委員会により制定頒布される。」と規定する。(前掲「新中国資料集成」一卷五五一頁下段 参照)。

- (12) 晋冀魯予辺区政府施行土地法大綱補充辦法(13) 大綱第一三条の補充」の規定。

- (13) 前掲八六頁注(16) 参照。

- (14) 同右。

- (15) 華北人民政府組織大綱一二条。

- (16) 同右一二条一項前段。

- (17) 同右一二条一項後段。

- (18) 同右一二条一項後段。

(19) 同右一一条二項前段。

(20) 前掲七九頁注(4)参照。

(21) 陝甘寧辺区憲法原則「三 司法・(2)」。

次に、解放区における司法手続の概要を述べる。犯罪の捜査、被疑者の逮捕・尋問の作業は、公安機関および司法機関の専属とされた。⁽¹⁾人民法廷および県政府司法処の職員がこれを担当した。

裁判手続が公開主義をとり、事件の処理は形式に拘泥せず、一切は人民の便宜のためになされるという、従来の方針⁽²⁾に変更を加える規定、指示は全く見当らない。そればかりでなく、晋冀魯予辺区政府主席の報告によれば、「訴訟手続のうえでは、口頭による訴訟の法式を多く採り入れ、書類作製等の面倒な手続を減少した」⁽³⁾のである。また、刑事事件の取調、審理にあたっては、教育を主とする方針をとり、犯罪者に対しては自白して反省することを重視させる方法をとるものとされた。⁽⁴⁾拷問は禁止されなければならないものとされた。⁽⁵⁾

次に、中国解放区においては、陝甘寧辺区憲法原則が「人民はいかなる方法を用いても、あらゆる公務員の職務上の手落ちに対して告訴する権利を有する」⁽⁶⁾と規定しているように、一般的には公務員の非行・職務怠慢についての司法機関または公安機関への告訴が認められているが、司法機関または公安機関以外のいかなる機関、団体にも、逮捕・取調権は付与されていない。⁽⁷⁾

各級司法機関は相互に独立して職権を行使し、法律の規定がある場合の外は、いかなる干渉も受けぬ地位を有

した。⁽⁸⁾

処分については、人民民主主義革命に反対する者（大反革命分子）や土地改革工作を破壊する重大犯罪者（大悪覇分子）に対しては死刑（銃殺）とし、罪状を公布するが、一般には寛大政策をとり、感化主義を実施すべきものとされた。⁽⁹⁾

死刑（銃殺）の要件としては、(イ) 人民法院または人民法廷の死刑判決、(ロ) 一定の政府機関の承認、が掲げられている。⁽¹⁰⁾

(1) 例えば、陝甘寧辺区憲法原則「三 司法・(2)」は、このことを規定する。前掲七九頁注(4)参照。なお、毛沢東「晋綏幹部会議での講演」において「犯罪者に対する尋問作業」は人民法廷および民主政府であるとしている。

(2) 前掲七〇頁注(2) 林伯渠の報告参照。

(3) 晋冀魯予辺区政府楊秀峰主席「最近一年間の辺区の平和建設」(一九四六年八月一〇日人民日報) 日本国際問題研究所編「新中国資料集成」一巻二九二頁によれば、

「刑事案件については、教育を主とする方針をとり、犯罪者に自白して反省することを重視させている。

訴訟手続のうえでは、口頭による訴訟の法式を多く採り入れ、書類作製等のめんどろな手続を減少した。」

(4) 同右。

(5) 毛沢東「山西・綏遠解放区幹部会議での演説」(一九四八年四月一日) 毛沢東選集(外文出版社版) 四卷三〇二頁「人民法廷と民主政府が犯罪分子を取り調べるばあいには、拷問を禁止しなければならぬ。この一年の間に山西・綏遠解放区でこの面に生れた傾向も、いまでは既に是正されている。」

(6) 前掲七九頁注(4) 参照。

(7) 前掲注(1) 参照。

(8) 前掲七九頁注(4) 陝甘寧辺区憲法原則(二三) 司法・(1) 参照。

(9) 前掲八一頁注(8)「土地問題に関する指示」参照。また、例えば、陝甘寧辺区憲法原則は、「法を犯したものに對しては、感化主義を採用する」と規定する。

(10) 同右参照。なお、華北人民政府組織大綱一二条後段は、「死刑の執行」の要件として、「華北人民政府主席の調査・許可」およびその「命令」を規定している。また、東北解放区土地法大綱施行補充規則は、死刑の最終的批准権を規定している。前掲八三頁注(12) 参照。

五 内戦・抗日時期における刑法の形成と変遷の思想的根拠

毛沢東選集によれば、一九二七年以降一〇年にわたる中国の土地戦争は、半植民地中国の支配階級が帝国主義に投降しこれと同盟して人民大衆を圧迫したために、人民大衆が国内戦争に立ち上ったものである。⁽¹⁾ この当時における主要矛盾は、地主と農民との間の矛盾すなわち土地問題であった。この問題をめぐって、国民党と共産党とは、敵対矛盾の関係にあった。それ故、農民と労働者の支配階級に対する反抗運動を指導した中国共産党の刑法観は、地主・ブルジョア階級および国民党の政策に弾圧を加えるための道具として理解された。⁽²⁾ 当時の代表的刑罰法令である「労働法規違反懲罰条例」、「反革命処罰条例」は、その一つのあらわれであろう。

一九三七年夏から開始された日本帝国主義の中国本土侵略戦争は、中国の内部における各階級間のあらゆる矛盾を、副次的もしくは従属的な地位に押し下げ、日本帝国主義との間の矛盾が主要矛盾となった。⁽³⁾ この状況は一九四

五年の夏まで八年間つづく。かくして、抗日民族統一戦線が形成され、共産党と国民党との敵対矛盾関係は指導的な作用をもたなくなる。⁽⁴⁾そして、この時期においては、中華ソビエト区は中華民国の辺区に改組されているため、地主の地位および国民党の政策は保障され、「統治階級の利益および統治秩序を侵犯する行為」が犯罪であるとするマルクス主義的犯罪観は、根本的に修正せざるを得なくなる。ところで、こうした現象は、帝国主義の武力侵略下という条件の下で生じた矛盾の統一性が生み出したものである。こうした同一性は条件的であり、相対的である。したがって、マルクス主義的犯罪観に修正を加えるといっても、本質的な修正ではない。抗日民族統一戦線を破壊しない条件の範囲内での修正にすぎないものである。国民党と共産党との間に存在する矛盾の闘争性は、抗日民族統一戦線の過程の始めから終りまでを貫いているが、日本帝国主義との間のより大なる主要矛盾を正しく処理するための手段として、両党間に存在する矛盾の闘争性を露骨にあらわさない政策をとっているにすぎないと思われる。したがって、日本帝国主義の敗北により、抗日民族統一戦線が不要となるや、両党間に存在する矛盾の闘争性は、妥協を許さないところまで高揚されることとなる。⁽⁵⁾

内戦時期における刑法は、無産階級が地主、反革命者との間に推進する階級闘争を保障するとともに、ソビエト区もしくは解放区を破壊する行為を鎮圧する武器として立法されたものであるが、それが抗日時期には、中国の利益および抗戦秩序を侵犯する行為を鎮圧するための武器としての立法に変質する。⁽⁶⁾しかしながら、このことは、中国共産党にとって復古を意味しない。国民党の政策への服従の承認でもない。抗日戦争を共同して戦い、そのための政策を一致させるけれども、階級闘争を放棄するものではなかったであろう。

一九四五年八月を境として、中国における従来の主要矛盾はその地位を失ない、従来は副次的矛盾にすぎなかった中国共産党と国民党およびその支援者アメリカ帝国主義との間の矛盾が主要矛盾となる。かくして、建国までの四カ年間は、統治階級の変革時期となる。そして、この時期の刑法の形成は、土地改革および革命奪権戦争の効果の保障をめぐって実現していった。刑法における抽象的・形式主義は、変革時期に適応し得ないことが革命の実践過程において立証され、具体的・実質主義の刑法原理が形成されていった。さきに掲げた戦争犯罪人処罰令の後文、土地問題に関する指示等は、この間の事情を物語るであろう。

この時期における、具体的・実質主義の刑法形成の流れは、この後の社会主義革命の時期に入って、ますますその真価を発揮することとなり、統治階級が被支配階級を抑圧し、統治階級の利益を保護する道具であるとする刑法観を脱却し、矛盾の正しい処理の道具としての刑法観を生み出してゆくことになる。

(1) 毛沢東「矛盾論」・毛沢東選集一卷四七三頁は、次のようにいう。

「帝国主義が戦争によって圧迫するのではなくて、政治・経済・文化など比較的温和な形式をとって圧迫する場合には、半植民地国の支配階級は、帝国主義に投降するようになり、両者は同盟をむすんで、一緒になって人民大衆を圧迫する。こうした場合、人民大衆はしばしば国内戦争の形式をとって帝国主義と封建階級の同盟に反対するが、帝国主義はしばしば、直接行動をとらずに間接的な方式で半植民地国の反動派の人民大衆への圧迫を援助する。そのため内部矛盾がとくにすぐくあらわれてくる。中国の辛亥革命戦争、一九二四年から一九二七年までの革命戦争、一九二七年以後十年にわたる土地革命戦争には、いずれもこのような状況がみられる。」

(2) 中央政法干部学校刑法教研室編著「中华人民共和国刑法总则讲义」九頁「国家が形成されてこのかた、政權を掌握し

た統治階級は、その階級の利益および統治秩序を維持するために、統治階級の利益および統治秩序を侵犯する行為を以て、規定して犯罪とし、ならびに刑罰の方法を用いて処罰する、これが刑法といわれるものである。それ故に、刑法は、一定の統治階級の利益を保護する道具であり、統治階級が階級闘争を行なう武器である。」

(3) 毛沢東「矛盾論」毛沢東選集（外文出版社版）一卷四七二頁は、次のようにいう。

「半植民地国では、たとえば中国のように、その主要な矛盾と主要でない矛盾との関係が、複雑な状況を呈している。帝国主義がこのような国に対して侵略戦争をおこなっているときには、このような国の内部の各階級は、一部の売国分子を除いて、帝国主義に反対するために、一時的に団結して民族戦争をすすめることができる。そのときには、帝国主義とこのような国との間が矛盾が主要な矛盾となり、このような国の内部の各階級の間あらゆる矛盾（封建制度と人民大衆との間の矛盾というこの主要な矛盾をも含めて）は、いずれも一時的には副次的な、また従属的な地位にさがる、中国では、一八四〇年のアヘン戦争、一八九四年の中日戦争、一九〇〇年の義和団戦争および現在の中日戦争に、いずれもこのような状況がみられる。」

(4) 毛沢東「矛盾論」・毛沢東選集一卷四七四頁「過程のなかのすべての矛盾を同等にあつかってはならず、それらを主要なものとの副次的なものとの二種類にわけ、主要な矛盾をつかむことに重点をおかなければならない。……「矛盾する二つの側面のうち、かならずその一方が主要な側面で、他方が副次的な側面である。その主要な側面とは、矛盾のなかで主導的な作用をおこす側面のことである。事物の性質は、主として支配的地位をしめる矛盾の主要な側面によって規定される。」……「いずれにしても、過程の発展のそれぞれの段階で指導的な作用をおこすのは、主要な矛盾だけである。」

(5) 毛沢東「矛盾論」選集一卷四八九頁―四九〇頁「互に反しあう二つのもの間には同一性があり、したがって、二つのものは一つの統一の中に共存することができるし、また互に転化し合うことができるといったが、これは条件性のことで、つまり一定の条件の下では矛盾するものは統一することができるし、また互に転化しあうことができるが、この一定の条件

がなければ、矛盾となることができず、共存することができず、転化することもできないということである。一定の条件によって矛盾の同一性が構成されるので、同一性は条件的であり、相対的であるというのである。われわれはまた、矛盾の闘争は、過程の始めから終りまでを貫いていると同時に、一つの過程を他の過程に転化させており、矛盾の闘争の存在しないところはないといっている。したがって、矛盾の闘争性は無条件的であり、絶対的である。」

(6) 毛沢東「矛盾論」選集一卷四七五頁「このような状況は固定したものではなく、矛盾の主要な側面と主要でない側面とは互に転化しあい、事物の性質もそれにつれて変化する。」

(7) 「中心となって悪を働く者は必罰し、脅迫されて従った者は不問に付し、功績を立てた者は授賞する。」九三頁参照。

(8) 一九四六年五月四日中共中央の指示。悪質な漢奸分子、人民の公敵を、現地の人民大衆の要求により法廷審判の判決を経て死刑にする場合の外は、一般には寛大な政策を施行するべきことの指示。前掲九五頁注(6)参照。

(9) 毛沢東思想による刑法観である。「法律のひろば」第二六卷第一号(一九七三年一月号)三四頁以下「現代における中国刑法の特質」参照。